

平成 2 9 年 第 3 回 定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 開会

平成 2 9 年 9 月 1 5 日 閉会

浦 白 町 議 会

# 浦臼町議会第3回定例会 第1号

平成29年9月12日（火曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第25号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第26号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第27号 浦臼町認定こども園設置条例の制定について
- 9 議案第28号 財産の無償貸付について
- 10 議案第29号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 11 議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 12 議案第31号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について
- 13 同意第17号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 14 同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 15 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 16 認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 発議第1号 事務の検査について
- 21 意見書案第1号 外国語指導助手（ALT）の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書について
- 22 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 23 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会合同）

2 4 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	齊藤純雄君
副町長	川畑智昭君
教育長	浅岡哲男君
総務課長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君
産業振興課長	石原正伸君
産業振興課主幹	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会 事務局次長	武田郁子君
農業委員会 事務局次長	大平英祐君
農業委員会 代表監査委員	日下文雄君 笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	加賀谷隆彦君
書記	西川茉里君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席議員は9名、全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、平成29年第3回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの4日間をしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、平成29年第2回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告をいたします。

8月1日から3日、空知町村議会議長会の中央要望実行運動を行いました。14の町の議長で3班の班編成をし、各それぞれに分担をし、私たちは道選出の代議士と総務省、厚労省、環境省の官僚、局長、審議官、事務次官等に要望書を手渡し、在宅している官僚とは直接面会をし、空知の状況を報告しながら、多くの問題の早期解決を強く要望してまいりました。

以上です。

次に、教育委員会委員長より、平成28年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、報告済みといたします。

次に、監査委員より平成29年6月分から8月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務常任委員会所管事務調査は、報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

農林建設常任委員会所管事務調査は、報告済みとします。

#### ◎日程第4 行政報告

#### ○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

秋の収穫が目前に迫っている中、何かとお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会では、報告1件、議案7件、認定4件、同意2件を提出いたしております。

各議案提出の際には、詳細にご説明いたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第2回定例会以降の行政報告について、お手元の資料をごらんいただき、何点か口頭にて報告をさせていただきます。

6月26日から28日まで、土地連空知支部理事として全国農業・農村の集いに参加し、あわせて次年度の農業・農村整備事業予算の総額確保などについて、農水省を初め関係機関、北海道選出国會議員の先生に要望活動をしております。

今年度当初予算と昨年度補正予算を合わせて5,772億円となって、大幅に削減される前の平成21年度当初予算までようやく回復しておりますが、農業の競争力強化、国土強靱化を着実に推進する観点から、補正ではなく当初に予算計上されるように強く要望してまいりました。

また、7月26日から28日まで、空知地方総合開発期成会として、空知

24 市町長とともに中央要望を実施、地方創生に向けた町財政の充実強化を初め農業分野、地域医療、福祉、産業など、空知の抱える多くの課題について理解を求めてきたものであります。

以上です。

#### ○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

#### ○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第2回定例会以降の教育行政についてご報告をさせていただきます。

事前に報告書をお配りしお目通しをいただいたおりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。報告書には記載はございませんが、8月28日に文部科学省から全国学力・学習状況調査の結果の公表がなされましたので、これを本教育委員会においても結果分析を公表することで、保護者、地域住民に対し説明責任を果たすことが重要であると考えており、本議会へ報告させていただきます。

また、道教委で発行する北海道版結果報告書に教科領域別レーダーチャートで示した形での公表にも同意しております。

学校からは、学校だよりを通し公表する予定となっております。

調査の結果は、北海道では、教科に関する結果を小数値で見ると、中学校の国語知識と数学知識、活用においては全国との差が広がり、小学校では全ての教科、中学校の国語活用では、昨年と比べ全国との差が縮まり、結果として整数値では中学国語知識、活用においては全国同程度となりましたが、それ以外においては、目標としていた全国平均値には及んでおりません。

浦臼町での結果は、小学校での学力調査は、全教科平均で全国と同程度上位の結果となりました。

教科別正答率では、国語知識では全国を上回り、活用ではやや上回り、算数知識、活用では同程度の結果となり、学校での学習指導改善や、家庭、地域での学習習慣取り組み等の支援効果が、徐々に浸透してきた結果かと思っております。

学習状況では、朝食を食べている、物事を最後までやり遂げうれしかったことがある児童は、全国全道より低い回答となり、1日当たりテレビやDVDを見る時間が3時間以上が36%と、国、道をやや上回っておりますが、昨年より改善傾向にあります。

また、ほとんどの児童は、学校に行く、学校で友達と会うのが楽しいと思っておりますが、そう思わないと回答した児童もいることから、見過ごすことなく個に応じた対応、見守りを図り、早急なる改善を図ってまいります。

中学校での学力調査では、教科別の差はありましたが、4教科全体で北海道と同程度、全国では同程度下位の結果となりました。

教科別正答率では、国語知識では全国同程度、活用では全国を大きく上回り、国語全体として全国平均を上回りました。数学知識は全国平均同程度下位、活用では全国平均を大きく下回り、数学全体として全国平均を下回る結果となりました。

昨年の調査結果を受け指導改善に努め、国語については大きな成果が得られましたが、数学知識、活用においては、昨年を大きく下回った状況は厳しく受けとめ、正答数の少ない生徒には基礎基本の確実な定着、指導の見直しを図り、教科間の格差のないバランスのとれた組織的取り組みが重要と考えます。

学習状況調査においては、毎日朝ごはんを食べている、物事を最後までやり遂げうれしかったことがあると全員が答えております。

友達の前で自分の考えや発表をすることは得意ですかについては、全国平均に位置し改善が見られております。

平日にテレビゲームをする時間は全国より長く、一部の生徒においては3時間を超えていることから、生徒指導や保護者への危機啓蒙への取り組みが急務と考えております。

以上の結果を真摯に受けとめ、社会で生き抜く力と確かなる学力を身につけられるよう、関係機関との連携を密にし、なお一層の取り組みに力を注いでまいります。皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

## ○議長

これで、行政報告は終わりました。

### ◎日程第5 一般質問

## ○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、東藤晃義議員。

東藤議員。

## ○4番（東藤晃義君）

それでは、議長の許可が出ましたので、質問をさせていただきます。

鶴沼公園の今後の整備などの取り組みについてを町長にお伺いします。

本町は札幌近郊ということもあり、鶴沼公園を中心に大勢の観光客でにぎわっております。キャンプ場においては、遊具なども整備され利用もふえていると思います。今年度、ステージの改修や鶴沼川の清掃なども行われ、大変よかったかなと思っております。

昨日ですけれども、坪刈りがありまして、その鶴沼公園の川を見てきました。すると、カワセミというのか、コバルトブルーの鳥が小魚をとっている様子がうかがわれました。浦臼町にもカワセミがいるんだなあなんて思いま

した。

利用者の要望には、ペットの同伴もできればとの声もありますけれども、多種多様な意見があります。これについては、いろんな問題がありまして、ペット同士のトラブル、排泄物、うるさいとかと、これについてはまだまだ考える余地があります。

安全面を考えると、以前、10年前ぐらいですか、沼に子供が落ちて亡くなった件もあります。利用については、園内放送で注意を呼びかけておりますが、昨年、公園の東側の排水に子供が落ち、隣接する農家の方が助けてあげたという話も聞いております。

今後、鶴沼地区グランドデザインの構想と関係する部分もあり、安心、安全な鶴沼公園と言われるような施設整備について、どのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

#### ○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

東藤議員のご質問にお答えをいたします。

本町の鶴沼公園は、昭和52年の公園整備計画により整備が進められ、親水公園としてキャンプ場、テニスコート、さらにはスワンボートや遊具広場などを兼ね備え、町内外より多くの方々に利用されております。

平成19年には悲しい水事故が発生いたしました。これを契機とし、一層公園の安全対策を心がけているところであります。

議員ご指摘の場所につきましては、現地を確認しましたところ、隣接する水田の排水トラフでありますので、民有地に立ち入り事故が起きないように、利用者心得に危険箇所マップで注意を促し、あわせて立て看板などの設置を検討してまいります。

公園としての機能から安全対策にも限りがありますが、利用者への安全、安心を高めるよう、今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

#### ○議 長

東藤議員、再質問ありますか。

東藤議員。

#### ○4番（東藤晃義君）

今、町長から答弁をいただきました。答弁の中に、安全にも限りがあると言われましたけれども、安全に限りって、とことんまですれば安全になるのかなと思うんですけれども。その辺、ちょっと判断が難しいところがありましたけれども、取り組むという姿勢だけは見受けられます。

また、三、四年前、国道から景観が悪いからって伐採、420万円ほどかけて木を倒しましたけれども、表からばかり見るんじゃなくて、裏側の方も、私も言われるまでそこへ行くことはなかったんですけれども、行って見て、



ああ、ここだったら危ないかなと思いました。

公園に遊びに来る子供たち、虫とり網を持って、下は全然見ていない。上ばかり、虫ばかり見て走って歩いて、親はいないんですけれども、そういう、それはだれの責任というあれもでないんですけれども、せめてロープ1本でも張っておけば、ああ、少しは安全対策をしているんだなということを見受けられます。

今後、利用客、ことしも土日はあいにく天候が悪くて、客足が少し少なかったかなとは思いますが、私もそんなに見たいわけじゃないんですけれども、田んぼが隣接するものでついつい目に入ってしまう。今後、表ばかりじゃなく裏側の方も、その限りがあるという言葉は入れないで検討してほしいと思います。それについて一言お願いします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

どうしても親水公園ですから、全体を鉄網で囲うとか、そういったことをすればさらに安全は高まるんですけれども、いろんな方が来たときに、景観も含めてそこまではなかなかできないという意味で、安全対策の限界もあるというお答えをさせていただきました。

私も、東藤議員の質問があつてから、担当職員と現地を歩きました。本当に二歳、三歳の子では危ないようなものが、私たちが想像している以上にたくさんあるということも感じましたので、今後、そういった点も含めて、できる範囲で安全に気を配っていきたいと、そんなふうに思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今、町長の答弁がありました。後ろまで見に行ったんだなということがわかりました。

私もきのう見たら、この質問内容に先を越してロープが張ってありました。ああ、先を越されたかなとは思ったんですけれども、早急にやってくれたなと思うけれども、せめてピンクのテープをもうちょっといっぱい張って、トラロープでも見やすいロープを使ってほしかったかなと思うんですけれども、どこかそこら辺になげてあるようなロープを張ってあったような気がします。まあ、それは今後のあれとして、また安全、安心な公園であってほしいと思います。

終わります。

○議 長

答弁はいいですね。

○4番（東藤晃義君）

はい。

○議長

続いて、発言順位2番、中川清美議員。

中川議員。

○2番（中川清美君）

平成29年第3回定例会におきまして、議長の許可をいただきまして、町長へ2点質問をいたしたいと思っております。

1点目といたしまして、町道樺戸台地線の安全対策であります。鶴沼青木橋より神内ファームさんまでののぼり坂であります。坂の下から見ても上から見ても雑木が高く繁茂しており、車両の存在が全く確認できない状況でありまして、さらに町道においては、カーブもあり見通しがきかない状況であります。その上、道路の幅も狭く、乗用車が交差するのぎりぎりの状況であります。

町としては、平成23年度に新たな町道、山13号線を設置され、その効果としまして、神内ファームさんへ行く大型車両等の通行も円滑に流れまして、その設置効果が十分に達成されていることも、私自身も認めているところでございます。

すべての車両がその山13号線を利用すればよいことなのですが、距離的に見ても、どうしても通勤だとかそういう乗用車、または多くは樺戸台地線の利用が高く、またトラクターなどのほかの農作業車両も、距離的に見てもそちらを通行するのが便利で、多くはその見通しのきかない道路を通行しているのが現状であります。

途中の直線においては待避所を設けておりますが、その前後にあるカーブでの交差が大変危険なものでありまして、回避するには、長い距離をどちらかの車両がバックで下がって譲らなければ通行できない状況でありまして、常に危険と背中合わせの状況で、一刻も早い対応は必要と認識し、町の対応を求めるものであります。

第2点目といたしまして、町の委嘱する団体に先進地視察研修をすることにより、充実な活動が展開されると考えているところでありまして、町は平成17年に行財政改革を断行し、その効果として、平成18年当時の実質公債費比率は21.9%でありましたが、昨年28年度に至りましては6.5%で、10年で確実にその成果があらわれており、町ほかの団体はもとより、町民の理解、努力に経緯を表すところであります。

その結果、各団体の町外の先進地の情報不足に加えまして、活動のマンネリ化になるというところを危惧しているところでもございます。

ここの浦臼町議会においても、総務常任委員会においては、他町村の実情の調査と、いろいろ他町村を視察をしておりますが、その報告書を見ますと、浦臼町にないものの発掘、また、そのほか町づくりに対する新たな施策などの情報の収集に、非常に効果が発揮されていると考えているところであります。

中でも今回実施されました町民まちづくり活動の応援補助金、これについては、しっかりとその効果があらわれており、町民の元気が出る活動の展開など、新たな行動に目を見張るものが実現されております。

このように、「ヒト、モノ、カネ」を動かすことにより、非常に大きな効果をもたらすこととなってくると考えるわけなんです。今後各団体がより充実した活動の支えとなるべく、先進地視察の研修の実施を望みますが、町の方針を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

#### ○議 長

答弁願います。

齊藤町長。

#### ○町長（齊藤純雄君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

議員指摘の箇所は、私どもも把握しており、今年度から伐木処理を行っております。今年度は8月25日、26日に樺戸台地線東側の町道敷地内の伐木を実施し、来年度は同箇所の西側を施行予定としております。

近年、国道より山側の町道で雑木の枝葉が覆いかぶさり視界を悪くしている箇所を多数確認しており、適宜対応してまいります。

今後通行の安全が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に2点目のご質問ですが、現在、町が委嘱している非常勤特別職により組織される委員会等の団体は、約40団体となっております。平成17年度より始めた行財政改革緊急プランを初めとする行財政改革の実施に並行する形で、各種視察研修等につきましては削減をしてきた経緯がございます。

一方、議員ご指摘のように、平成28年度にはワインの郷プロジェクト検討委員会やジビエdeウラウス研究会が、事業の推進のため必要な先進地視察を行っているところでもあります。

人口減少等による人材不足が進む中、視察事業については、人材育成の視点からも有意義であると思っており、議員ご指摘の成果が期待できるものと考えておりますので、全体を精査し、また、町の財政状況も少し改善の傾向にありますので、平成30年度に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

#### ○議 長

中川議員、1点目についての再質問ありますか。

中川議員。

#### ○2番（中川清美君）

1点目の再質問なんです。ここには、答弁には8月25日、26日に、樺戸台地線東側の町道敷地内の伐木を実施したということですが、これは青木橋から神内ファームさんに行く樺戸台地線の東側でよろしいのか、まずその点が1点なんです。

私の見た限り、そんなに切ったというような認識は全くなかったんですよ。

ね。この道路の両脇の所有者は大蔵省で、財務局が管理しているわけなんです、それからもうすぐ視界を妨げているのは、神内ファームさんの所有の土地の木なんですよね、それがもう20メートル、30メートルと大きな木になりまして、青木橋から見たときに、非常にその木が邪魔で、一切の通行車両が見えないというのが状況なんです。

そこで、勝手に他人の土地の木を切るといふことにはならないので、私もその道路はいろいろ通らせていただいて、神内ファームさんにも行っておりますので、今回、新しく古河社長さんになられたわけなので、古河社長と話しまして、視界を確保できるようなために、会社の所有の雑木も切らせていただけないかとお願いをしたわけなんです、その点においては、神内ファームさんもそういうことであれば協力をしますというようなお話も聞いているので。

ただ単に道路の両側の木を切るといふことでは、全然まだそういう視界の解消にもならないので、ぜひここは実際に神内さんと相談をしていただいて、その所有の、要するに樺戸台地線の西側の木をほとんど切ることによって、その問題はきれいに解消されるんです。

実際に神内ファームさんの従業員同士の事故もありましたし、そこに通っている子供も車両とぶつかるという、本当に同じ身内同士の事故もありましたけれども、けがの方は大したことなく済みまして、非常に安堵したところでもあります。

そういうような状況も実際に起きているわけで、冬にはその線は、現在新しい山13号線がありますので、冬は通行どめとはなっているという状況でありますので、ぜひとも冬期間の間に業者さんに委託をして、思い切った視界を確保できるだけの倒木を考えられないか、そこら辺をちょっと考えていただきたいなと思っております。

ちなみに、業者さんに委託しても、その切った木を提供してあげれば、恐らく倒木の費用は発生してこないというふうに業者さんも言っておりますので、その辺も考えて大がかりなものできないか、再質問させていただきます。

#### ○議 長

齊藤町長。

#### ○町長（齊藤純雄君）

中川議員の質問の後、担当とそこを見てまいりました。以前見たときは、かなり本当に狭いかなという感じがしましたけれども、今回8月の25、26日やっているということで、さほど狭さとか暗さというのは感じなかったわけでありまして。

当日は、古河社長、それから石井部長さんも同席して、一緒にその道路を見たわけでありましてけれども、危険性を排除するという意味では、それほど差し迫ったものはないかなという認識であります。

また、神内ファームの古河社長さんも、そこを5メートル、10メートル

奥まで切るということについては、現状は余りよい返事というか、そこまでの必要性を感じていないようなお話もさせていただきました。今後について、またいろいろとお話をさせていただきますけれども、現状、今のような対応で十分安全な道路として確保できるのかなというふうに思っている次第です。

以上です。

## ○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

## ○2番（中川清美君）

どうも神内さんも、町側に言ったことと私と約束したことが、ちょっと食い違っているような点もありまして、私も9月3日のちょうどマラニックがあったときなんですけれども、古河社長さんも、いや、中川さん、あの木の件なんだけれども、25メートルも切るのかいって言うから、いや、そこまでは多分要らないと思いますよと。崖の方を切ればいいんですからと言って、そういうような解釈もしていたんですね。

だから、ちょっと今の答弁の内容とは、本人との感覚が違うのかなと。その辺は、十分今後も詰めていただければというふうに思っております。やらないというわけでないので、実際十分検討していただきたいなと。

ただ、神内ファームさんも、牧草だとかそういう作業をするときには、草地はほとんどが神内ファームさんから東側の山の方なんです、浦臼町の方に向かって。そこで大型のトラクターもはっきりなしに通るんです。そこで途中で会ったら、待避所に行かない限りは絶対交差は無理で、どちらかがまた坂をバックして上がるか、いろんな本当に大変な譲り方をしなければ、非常に交差は無理なんです。ただ、それを上から見れば、手前でとまってもいられるし、下から見て、来ていれば下でとまっていることもできるんです。だから、そういうことが必要でないのかなと。明るさとか暗さとか、そういうのではないんですけれども、乗用車なら交差はできるんですけれども、そういう車両が非常に通行できないということを理解した上で、もう一度話していただきたいなというふうに思いますし。

ただ、そこ通常カーブにガードロープも設置されているわけなんですけど、行ったときに町長は見えただろうかわからないんですけれども、恐らく草むらの中に陰になって見えていないと思いますが、ガードロープもあるわけなんですけど、もう本当に支柱も曲がり、ワイヤーも垂れ下がり、その役目もほとんど果たしていないような状況であります。そういうことも、思い切って撤去すると。安全対策上は必要なのかもしれないが、そのようなものが、体を成さないものがあるために、町道の草刈りもそこができないのが状況であります。

そういうような関係で、そっちのガードロープだとか、そっちの方の撤去を考えられないか。もし撤去になれば、恐らく町道の草刈りの機械も難なく

作業もできるというふうになると思うんですが。撤去についての考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議 長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

ちょうど行っていたときに、今言われた大型の牧草刈りのトラクターが来まして、かなりでかいので、私たちも横に寄って、道路の狭さは実感をさせていただきました。

今後についても、神内さんとも協議をしながら検討したいというふうに思います。

以上です。

○議 長

ガードロープの撤去はどうですか。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

現在の箇所につきましては、昨年度より道路の路肩の草刈りも主要路線で進めておりますが、先ほどもあったのですが、12号線ができたことから、今回の箇所については、のり面の草刈りができないような状態で、結構イタドリが生い茂って現状に至っているという形もありますので、そこら辺ちょっと考えて、これから対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

続いて、2件目についての再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

2点目の先進地視察の方の研修のことなんですが、町の方も理解をしていただき、今後改善の傾向に向けて、30年度に向けて検討していくというふうに前向きな答弁をいただいて、本当にありがたいなというふうに思っております。

どうしても外を見ないとやはり改革もできませんし、いいところを見ることによって、その何か一つでも吸収するということで、非常に有意義な大事なことだと思っております。

例えば「井の中の蛙大海を知らず」と、そういうようなこともありますので、しっかりと進めていただきたいなというふうに思っておりますし、また、こういう研修なんですが、その委嘱の任期中にやっていただくわけなんですが、ぜひともこういう研修は、委嘱の初年度にやっていただきたいと。最終年度のご苦労さんでやるわけでなしに、初年度で実際できるような予算措置をとっていただきたいなというふうに思っております。

また、平成17年から行財政緊急プランで、本当に浦臼町再編のために、

皆さん町民とともに頑張ってきたわけであります。その折に、各団体、報酬が出されている団体もあるわけなんです、その団体の報酬も下げて断行したところであります。実際今のところ現状においてはかなりの回復もしております。その中において、また報酬も下がったままの状況で来ているわけでありまして、そちらの方の報酬の復帰も、やはり視野にしていかなければならないなというふうに考えているところであります。

いろいろ報酬については大変な実際のこともあるわけなんです、委嘱団体はボランティアでやっている団体もあります。前回の定例会においても、私もちょっと質問させていただきましたが、せっかくボランティアで出ているながら事故に遭ったわけなんです、あれは保険の方の公務とは認められないということであったわけなんです、それを委嘱した町側の責任はどうだったのかなど、果たしてそこはないのかなというふうな思いもあり、やはりこういったところは改善していかなければならないなということで、今回のこういう質問にさせていただいたところであります。そういうこともあって、今後やっていただけるということで、本当にお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほども申し上げましたが、ほかの各団体にも報酬の下がった組織もございます。そういうところの報酬の復帰というものは考えられないのか、再質問をさせていただきたいと思ひます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

今のご質問の視察研修、さらには報酬ということで、すべてが今、行財政改革の集中プランという中に入っておりますので、まずその会議でこれから検討するというので、前段管理職会議で話をさせていただきました。

これらも含めて検討して、できるだけいい形を出していきたいなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○2番（中川清美君）

ありません。

○議 長

続いて、発言順位3番、小松正年議員。

小松議員。

○8番（小松正年君）

議長のお許しをいただきましたので、第3回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、小規模企業振興条例について、町長に質問をさせていただきます。

国においては、平成26年6月に小規模企業の技術やノウハウに向上や安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展を位置づけた小規模企業振興基

本法が制定されました。これまでの中小企業基本法は、中小企業の成長発展を一つの考え方としており、この考え方は維持されるが、多くの小規模事業者にとり、現下の厳しい経営環境の中で事業を継続し雇用を維持すること、技術を伝承していくことも重要で、事業の持続的な発展を新たな基本原則として位置づけ、中小企業の9割を占める小規模企業の振興を図るために、中小企業基本法とは別に、小規模基本法が策定されたということでもあります。また、この法律には、小規模企業施策の持続性、一貫性を担保するために、5年間の基本計画を定めることが規定されています。

そして、地方公共団体においても、国との適切な役割分担を踏まえて、小規模事業の振興に関する施策を策定し、実施する責務が明記されています。

このため、地方自治体における小規模企業政策の一層の推進を図るためには、町の商工行政において、小規模企業振興を明確に位置づけるとともに、小規模企業の支援機関及び地域総合経済団体がその役割を十分発揮できるように、協力や支援を明確にした小規模企業振興に関する条例の制定を促進することが、極めて重要とされております。

浦臼町内の事業所のうち83.7%が小規模企業です。地域経済の中核をなす小規模事業者が活力を失うことは、地域社会を衰退させることにつながります。そのような事態を防ぐためにも、小規模企業の振興を浦臼町の地域振興における重要な行政運営の柱とし、小規模事業者の振興施策を積極的に推進し、浦臼町経済を活性化させ、同時に町民生活の向上を図るため、浦臼町小規模企業振興条例の制定を強く求めるものでございます。

条例を制定することで、自治体や地域の意識が変わり、小規模企業振興に新しい局面が展開していくことが期待されます。

小規模事業者に関する施策は、実際には直接的な産業政策だけでなく、まちづくりの計画や教育、住宅政策など、さまざまな施策と関係を持っていますが、現状は各施策が関連せずばらばらであります。条例を制定し、小規模企業を本町の政策の柱と据えれば、関連性は明確となります。そして、小規模事業者、従業員を初め経済団体、金融機関、首長や役場職員、住民など広く連携し、条例制定過程やその後の審議会などでの意見交換を行い、議論を通じて認識を高めることが必要でございます。

そこで質問であります。現在の浦臼町中小企業振興条例は、国の新法である小規模基本法の目指すところをどの程度反映しているのか。

また、地方創生の実現を目指していく中で、浦臼町において、小規模企業の振興に向けて、既存の条例の改正や新条例の制定が必要ではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

## ○議 長

石原課長。

## ○産業振興課長（石原正伸君）

小松議員のご質問にお答えいたします。

昨年6月に制定いたしました浦臼町中小企業振興条例につきましては、地



域の経済と雇用を支える企業に対して、事業拡大や新分野への進出、需要を見据えた商品の開発・研究や人材育成に要する経費などの助成を行い、町経済の発展と町民生活の向上を目指し実施している施策でございます。

議員ご質問の小規模企業振興基本法の目指すところをどの程度条例に反映しているかということでございますが、基本法におきましては、小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、基本方針に基づき経営体質の強化や人材育成、起業支援などの目標を定めており、これらの実現に向けて、町は条例に基づく支援を行っており、既に網羅されていると考えておりますので、条例改正等につきましては、現状において考えてございません。

しかしながら、人口減少に伴う需要の減退や後継者の不在などの課題もございますので、町、商工会、企業者との連携を図り、小規模企業の振興について、しっかりと協議をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

#### ○議 長

再質問ありますか。

小松議員。

#### ○ 8 番（小松正年君）

ただいまの答弁ですけれども、ちょっと想像していた答弁と違ったので、どのような質問にしようか今迷っているわけなんです。

最初に、この小規模基本法のできた背景から話をしないと理解していただけないのかなというふうな考えで、今思ったところでございます。

平成26年の6月に国が小規模基本法を制定したわけなんですけれども、中小企業基本法が既にもうあったわけなんです、中小企業の定義の中に、まず製造業だとか建築、それから運輸などの資本金が3億、従業員が300人以下という、そういう中で一応うたってあります。商業についても、資本金が1億、それから従業員が100名以下と。

我々、300人とか100名とかっていう企業さんが、我々と同じような小規模とはちょっと言いがたいなと。中小企業は小規模も含めた中の扱いになっていますので、この中小企業基本法が定めた中の1割が、そういった会社です。残りの9割は、本当に小規模と言われる小さい、要するに製造業、建築に関しては20名以下、それと商いをやっている卸だとかサービス業をやっている商店なんかは5名以下という、これぐらいの差があります。

そういった中で、同じ同一線上に扱われて今までは来ております。それを小規模企業に光が当たっていない、そういった中で、商工関係が一応運動をして、このたび小規模企業基本法というものを制定していただいたわけなんですけれども、この小規模の9割の小規模事業者、この方々についての法律なんですけれども、人口減少だとか高齢化だとか、それから海外の競争激化、それから国の経済の構造の変化なんかがあって、なかなか小さな事業所が、雇用を支えて新たな事業を展開するというのは、なかなか厳しい状況。そういった状況の中に、今はあるわけなんです。その中にあって、この基本法が

できることによって、そういった認識の中に、小規模事業者を中心に据えた新たな政策の体系を構築するために策定されたということで、理解していただきたいと思います。

浦臼町も28年に中小企業振興条例というものをつくっていただきました。この条例も、大変私どもにとってもいい施策だなということでおりますけれども、どうも一つ、この中に抜けているというか、小規模企業の基本法の思うところの、目的の思うところのものが、ちょっと抜けていると。抜けているというか、足りないというような感じがするわけなんです。要するに小規模企業振興条例の大きく変わった三つの点がございまして、今までは成長、発展、中小企業の基本法では成長、発展する、そういう企業は応援しますよというような考え方なんですけれども、この小規模については、持続、現状維持でも、一生懸命やっている現状維持でも、この小規模の皆様には応援の手を差し伸べますよという、これが一つ大きく変わったところです。

それから、もう一つが、要するにこれらのことを遂行するために、地方公共団体において、国との適切な役割分担があるんですけれども、町がこの責務を負うということが明記されたということ。

それから三つ目が、それらの地方公共団体とか中小企業に関する団体、いわゆる商工会だとか、それ以外の団体、そういった団体と効率的に協議しながら進めなさいというようなことが、大きく3点が書いてあるわけなんです。

浦臼町のこの小規模中小企業の振興条例の中には、全部ではないんですけれども、一部そういったものが抜けているような感じもするわけなんです。

それで、これまでもその上部組織、いろいろとそういった動きで、全道に商工会が152あるんですけれども、今、現状として、この小規模企業振興条例の策定をしている場所は、今現在6カ所、陸別町だとか真狩村、それから島牧村、士幌町、それから比布町、足寄町と、商工会なので町村なんですけれども、その6カ所がもう既にこの条例を、新しく小規模基本法の条例を策定しています。

今後、そういったものが各町でこれから制定しましょうというところが、その後残り半分ぐらいありまして、残り半分ぐらいがこれから検討するというようなところになっています。

浦臼町もこのアンケートに答えたかどうかちょっとわからないんですけれども、浦臼町も小規模に限った基本条例はつくっていないけれども、中小企業の条例はありますよというふうに答えたかなと思うんですけれども。

要するに、何が言いたいかという、この基本法の中に小規模事業者の明記をしていただきたいと、そういうことで、今、この質問をしたわけなんですけれども。町長に、この浦臼町の基本条例の中に小規模に対する認識がどれぐらいあるのか。その中で、少し今後そういった部門も考えていただけないかと、そういうお考えはないかということのを再質問させていただきます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

正直なところ、今回の質問で、私は初めて小規模基本法なるものの中身等々を教えてもらったと、レクチャーを受けたような気持ちでおりまして、中小企業については、平成28年に当時つくっておりますので、それでカバーができるのであれば、それにこしたことはないのかなという思いがありましたけれども。

それ以上に、一歩進んで全面的に小規模企業を支援をすると、僕もまだ浅いあれなんですけれども、商工会が側面、併走支援というのかな、何かそういう言葉が出てくるんですけれども、そういったところに対して、国、道、町村が新たな支援というか、条例の中に書き込んでちゃんとした形でご支援をするというようなどころも見受けられますので、決してこれからやらないということではないんですけれども、今後一緒に勉強しながら、いい方向に行ければという思いでおります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

今、町長の方からいろいろ答弁いただいたわけですが、町長言われたとおり、関係機関というか、我々町も行政もそうだし、商工会もそうだし、事業所もそうなんですけれども、十分な協議というか、関係を持ってやっていくということで、いろんな施策、ばらばらに見えてくるんです。どうしても計画的な、町はこういうことを考えていますよ、商工会もこういうことを考えていますよとやっているんですけれども、それで商工会も経営発達支援事業という、これは国が認定する、そういうものに認定したわけなんですよ。浦臼町は、管内で認定を受けているのは半分しかないんですけれども、浦臼町もその認定を受けております。浦臼町の商工の事業発展のためにこういうことをしようとか、ああいうことをしようとかってやるわけなんですけれども、町と一緒にやらないと、単独でやれば10のうち半分もできないと。町と一緒に同じ目標に向かってやるような、そういった協議というのは、これも必要になってくると思うんですよね。それをするためにも、小規模基本法の制定が、一つの足かせというか、いい方向性に向かう一つの道具になるわけなんです。

ですから、いろいろとそういったものも含めた中で、一度こういったもので、町長もこれから勉強していただけるというような話もございましたけれども、これは要望で、またどういう形でなるかわかりませんが、町と基本法に向けての施策をしていただけるかどうかを、また要望する機会があると思うんですけれども、そのときには、町長の方も、それから議員各位も、これは議会の決議が要りますので、議員さんにもいろいろと協議をしていた

だきたいということで思っているところでございます。

再質問になりませんが、そういった意味で、町長にも少し勉強をこれから一緒にしていただいて、浦臼町の企業が今後も持続して発展できるような、そういった施策をつくっていただきたいということで質問を終わらせていただきます。

○議長 長

答弁は結構ですか。

○8番（小松正年君）

はい。

○議長 長

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長 長

会議を再開いたします。

一般質問の前に、私の先ほどの日程第3の中で、教育委員会の事務の点検の評価結果を教育委員会委員長よりという言葉を使いましたが、これは教育委員会教育長の誤りでありますので、訂正をしておわびを申し上げます。

それでは、一般質問、発言順位4番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

議長のお許しを得ましたので、第3回定例会におきまして、町長に質問をさせていただきます。

その質問の前に、1点報告をさせていただきます。

昨年、意見書が議会で採択された件でありますけれども、札の内川下流中州樋門において防災対策の処理がされました。常設管2系統が設置されたことは、農地を守る意識が前進されたものと受けとめています。

幸い本年は昨年のような台風被害もなく、大雨による緊急的な内水排除対策も必要なく推移することができ、喜んでいるところであります。

さらに、冬の間、町の施策によりまして、重機によって中州樋門出口付近の堆積土砂の除去作業が行われました。本年、一時晩生内地区だけ大雨という事態もあったわけですが、新沼の増水もありましたけれども、排水時間が以前に比べてスムーズに減水しているように思います。それぞれの施策は、関係農業者からも防災に向けた町の対策として歓迎されていることを報告したいと思います。

今後、雑木の処理が要望としてあるわけですが、引き続き道に対して要請を望むものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の今回の質問は、町おこしと町の活性化等について伺います。

少子高齢化に向けての対策は、本町にとって最大な課題であります。残念ながら、管内で最少の人口となってしまいました。問題なのは、それに及んだ減少率が、管内市町村で最高であったことです。5月31日の時点で1,908名まで減少したときの1年間の減少率が4.7%であり、およそ100名近い人口が一年に減ったこととなります。自然減人口は例年30人から40人と考えた場合、多くの町民が町外へ転出していた計算となります。

5月末現在42.2%という本町の高齢化率を考えた場合、今後に向けた町民の求める福祉対策が必要であると考えます。

他町と比べても引けをとらないさまざまな子育て支援や定住対策をとっているながら、その効果が現状では見えていません。なぜこのような減少率を招いているのか、その原因をどうとらえているのか伺います。

また、昨年、地域おこし協力隊が初めて本町で採用され、活動を始めましたが、残念ながら一年の経過を待たず退任されてしまいました。その原因をどうとらえているのか伺います。

あわせて、今月より新しい地域おこし協力隊の方を採用したと伺っております。先ほどご紹介もいただきましたのでお会いもしましたけれども、どの部署でどのような活動を期待しているのか伺います。

本年の新しい事業として、まちづくり活動応援補助金事業を始めました。活性化対策として効果的なものと期待するものであり、今回4団体の申請があり、それぞれ認可されました。私が日ごろ思っていることは、まちづくりは行政の責任であり、町おこし、村おこし、地域おこしは、町民の力が大切であるということでもあります。そして、町民、民活の力を引き出したり後押しするのが、行政の責任であり企画力であるということでもあります。町の活性化に向けて、大いに協力隊員の個性や力量を発揮できるように、サポートしていただきたいと考えます。

以上です。

#### ○議 長

答弁願います。

河本課長。

#### ○総務課長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成28年度の本町の人口減少率は、ここ数年の状況と比べても高い数値となっており、昨年8月末には2,000人を切り1,996人に、1年後の本年8月末現在では1,902人となっております。

原因につきましては、転入者の減、転出者の増により減少幅が大きくなっているのは事実ではありますが、詳細については把握してございません。

産業構造が農業中心の本町にとっては、就業先等が限られており苦戦を強いられていますが、今までもさまざまな取り組みを行い、本年度、民間アパ

ートを誘致するなどの対策を講じておりますが、特効薬がないのが現状であります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。昨年6月に採用し、本年3月末に雇用期間が満了となりましたが、採用後の実績や適性等を勘案し、雇用期間の更新をしなかったものであります。

今月採用の協力隊につきましては、総務課企画統計係に配置し、本町の情報発信などをメインに活動していただく予定としておりますが、住民が参加するイベントや地域住民が行うイベントにも参加するなど、地域に溶け込むよう、また、本人の適性に合わせ、本町の活性化のため柔軟な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議 長

再質問ありますか。

柴田議員。

#### ○3番（柴田典男君）

昨年10月末の本町の人口は1,975名で、今ここに8月末現在で1,902名ですから、10カ月で本町で既にもう73名の方が減少しているという数字になります。

町の人口については、いわゆる出生があり、お亡くなりになられる方がおられるということで、自然増減、そして、就職したり転出転入における社会増減という区別がありますけれども、現在、どこの町村でも、少子高齢化、高齢化社会についての対策がとられていると思います。

その中で、2018年問題ということで、例えば大学入試に減少を生じる年代で、2025年問題ということで、いわゆる団塊の世代が後期高齢者にほとんど移り変わるという年として問題視されています。

その次に、2040年問題ということで、これは大きく果たして町が存続するかどうかというところまで行かざるを得ないと言われております。本町の場合も、何分にも就職する場所がないということで、高校を卒業し、大学あるいは就職ということでも、どうしても札幌市に、あるいは離れたところに就職してしまう現状もあります。

将来3.6人に1人が札幌市の人口になるとも言っておりますから、地方の人口に対する取り組みというのは、大変なことだと思っておりますけれども、このような質問をした理由は、答弁にありましたが、特効薬がないということで答弁あるんですけれども、じゃなくて、別に何かやったら急にふえるなんていうことは絶対ないんですよね。だから、日ごろの本町における子育てだとか、福祉だとか、うちの町はこういう町なんですというコンセプトをはっきりと持って対応していく。それで、あるいは誘致をするのであれば対策をとる。そういう姿勢が欲しいんですね。

これから例えば高齢化になっていったときに、一番お年寄りの方が問題にするのは、まず交通です。次に病院です。そして、買い物ですよね。そこら

辺を、うちの町はこうやりますというある程度のコンセプトがあって、お年寄りの方も安心してこの町で暮らしていけるという、何というか、楽しむ、そういう町であってほしいわけですね。

今月の下旬に、肉牛飼育を始める方がいます。その方は出身は神戸なわけですがけれども、その希望を抱いてから、紆余曲折ありながら、それを乗り越えて本町で、いわゆる浦臼町にこだわって、浦臼町で農業者になることで準備を進めてきた人であります。肉牛という分野で、初期投資は相当な金額が考えられます。本町にとって初めての本格的な新規就農者であります。彼らの成功いかんでは、今後新たな本町への希望者がふえる可能性もあるわけです。ぜひとも成功していただきたいと思うわけですがけれども、行政としての引き続きのサポートを望みたいと思います。

質問としては、今後、先ほど言ったとおり、町として、町長の姿勢として、あるいは気持ちとして、将来に向けて町のコンセプトをどうとらえているのかというのを伺いたいと思うんですね。

うちの町は、子育てでも定住化対策でも、それほどほかの町と引けをとらない対策はとっているわけです。ところが、PRが非常に不足していると思います。ネットには出ているんですけども。

例えば、昨年こういうことがあったんですね。浦臼農協の金融のカード、自動受け払いのカードの窓口ありますよね、ATMの場所に、新十津川町の、うちの町ではこういう定住対策をしています、うちの町はこういう子育て支援をしています、だから、新十津川町に住みませんかというポスターが張ってあったんです。それで、町民の方からの指摘で、ここは浦臼町なのに、何でよその町のが張ってあるんだという指摘があって、そのポスターをはがしてもらったことがありました。だから、うちの町も、じゃ、うちの町のポスターをそこに張ろうと思ったら、ないんですね。だから、そこら辺のもっと積極的なPR活動も必要なんじゃないかということが一つ、町長としての考えをお聞きしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の件でありますけれども、残念ながら10カ月で前回の方はおやめになったわけですがけれども、それぞれいろんな特性があって、適応をしていくのかどうかというのもあろうかと思うんですけども、それぞれやはり初めてこういう町にいきなり飛び込んでくるわけですから、何をしたいのかわからない状況の中で飛び込んできているんだと思います。

答弁の中に、採用後の実績や適性などを勘案し雇用期間の更新をしなかったものでありますという表現があります。これはちょっと表現として、新しく協力隊を呼ぶ町として、どうなのかなと思うんですね。

多分地域おこし協力隊については、ホームページだとかでもいろいろ見ていると思いますので、ほかの町の状況は相当調べていると思います。今回も町の広報に近野君、先ほど紹介していただいてわかっているんですけども、近野君の紹介がありました。9月に着任してから、私も二、三回ほどイベン

ト関係で彼の様子をちょっと見させていただいたんですけれども、スポーツ系ということもあって非常にさわやかで、一つのことに非常に集中してやっている姿をあの時拝見していますので、あのようなそれぞれの個性を生かすぜひ町であってほしいなと思います。

こちらでも、もう町の方でも調べてありますけれども、およそ全国で6割の方が、3年後終了したらその町に、あるいはその隣町等々に住んでいるわけですね。やはりそれを本町としても期待するとは思いますが、じゃ、残りの4割の町は失敗しているのかといいますと、大抵の失敗の原因が、役場の職員と勘違いしているんですね、採用して。やっていることは、いわゆる職員としての時間の方が長いものですから、それで本人は自分は何をしに来たのだろうという疑問が出てきて、おやめになるという方が大変多いそうです。

ですから、こちらでも、職場の固定という書き方がありますがいいんですけれども、もっと広くさまざまな分野に出ていく機会を彼に与えて、そして、彼が本町の中で見出すことを大切にして引き出してあげるといって、そういう町としての姿勢が必要なんだと思うんですね。そこら辺、町長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

この2点。以上です。

#### ○議 長

齊藤町長。

#### ○町長（齊藤純雄君）

質問がもっとあったのかなと思ったら2点だったということで、どこを答えたらいいのかわかりませんが。

町のコンセプトという質問がありましたけれども、なかなか今の時代、人口をふやす、今の維持をするということのコンセプトというのは、もう一つ二つではないと、すべてだというふうに思っております。

ですから、今、子育て支援をかなり充実をさせていますし、高齢者の足としては、タクシーだったり、そういうこともしております。

ただ、それだけでも済まない何かがあって、人が札幌なり東京へ流れるんだろうなという思いがありますので、一つ二つこだわることなく、柔軟にそれはやっていきたいというふうに思いますし、その成果を本当は期待をするんですけれども、なかなか目の前の数字としてはあられづらい時代になってきているのかなと、そんなことも考えております。

それから、地域おこし協力隊、今度の方については、かなり行動派という感じで見えておりますけれども、前の方は少し机の前にいる時間が長くて、みんな町外に出ていろいろなところに足を運んで、いろんな人の顔を覚えたりとかということをやかなり強く担当もお話をしていたみたいなんですけれども、なかなかそういうことが苦手なような方でありましたので、今回更新はしなかったんですけれども。今度の人については、今言われたような部分も含めて、何とか地域にどんどん出ていってもらって、そして、町の魅力をい



ろんな情報で発信をしていただく。そのために、町としても最大限サポートしたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議 長**

PRのポスターがありましたけれども。町のPRのポスター。

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

そこは3点目になるのかなと思いますけれども。

いろんな意味で、ポスターも含めて、町の魅力をどう発信していくかという方法の一つなので、町としてもいろんなことをやっていけばいいかなというふうに思っておりますし。僕がずっと思っているのは、きょうはつけていないですけども、高知県が、必ず毎年高知県の商工観光のバッジがあるんですね。そして、今は高知家ということで、見た方もいると思いますけれども、ああいったものも町でつくって、みんなが背広に、議員さんもそうですけれどもつけて、それもまた一つの情報発信だったり、魅力のアピールだったりになるのかなというふうに思いますので、今後いろいろなところで、いろんな職員からの意見も聞きながら進められることは進めたいなど、そんなふうに思います。

以上です。

**○議 長**

再々質問ありますか。

柴田議員。

**○3番（柴田典男君）**

高齢者対策で、人口減少については、本当にいろんな町でやっているのは事実でして、例えば成功しているところの町ですと、町民が数名というかある程度集まって、まず町について話し合う機会を、今、例えば社協の方で講師を呼んでやっておられる町おこしに関するいろんなグループ討議も体験していますけれども、非常に勉強になっています。

できればああいう講演を、職員の方々、多くの方々、やっぱり聞くべきじゃないのかなと思いますね。先日の出席の中に、私どもも呼ばれたので行きましたけれども、じゃ、職員の方々何人いらっしゃったかといったら、申しわけないですけどもそんなにいませんでした。あとこれから2回かな、あるようですけれども、ぜひ結構グループ討議の中でいい経験ができると思いますので、やっていただきたいと思います。

町おこし協力隊も、例えば新十津川町でも今2名か3名たしかいて、よく新聞で駅前のやっているのは、町おこし協力隊の方だと思うんですけども、昨年私どもが島根に研修に行ったところも、邑南町はおよそ30名の地域おこし協力隊がいると。それで、3年間終わってそのままその町に滞在し、それも含めると40名近くになるんですよというお話がありました。なんでも子育て日本一の町ということでPRを出しているみたいですけども、そう

いうサポートの力が結構すごいんだなというのを、私ども研修に行って感じてきたところであります。

そういう面も、私どもも含め、町としてやはり勉強しながら、将来に向けてやっていただきたいものだと思います。

以上です。

○議長

答弁はいいですか。

○3番(柴田典男君)

はい。あれば。

○議長

あれば。

○3番(柴田典男君)

いや、終わります。

○議長

続いて、発言順位5番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

平成29年第3回定例会におきまして、町長に3点の質問をいたしたいと思っております。

まず、1点目であります。移住定住策としてのお試しハウスと空き家バンクの活用を。

移住お試し住宅の利用が好調です。冬期間を除く短期から長期の滞在も可能で、ことしも3組の利用があったと聞いています。当初は観光目的の利用が多かったと思いますが、最近では、二地域居住志向の方が毎年定期的に借りられるパターンが見られます。話を聞けば、浦臼町が気に入って毎年来られ、地域の住民との交流を楽しんでいらっしゃる人もいます。

そもそもこのお試しハウスの目的は、移住希望者に田舎暮らしを体験してもらい、定住につなげるというものだと思います。これからは、その目的の実現のために、積極的な働きかけを望むものです。

①リピート客に対して、移住に向けた相談の窓口をつくって、積極的に移住を勧めてはいかがでしょうか。神内ファームの別荘にリピート滞在されている方も、その対象としてはどうでしょうか。

②地域おこし協力隊員とともに、町の魅力を写真や文章で発信してもらい移住希望者向けのウェブサイトを開設し、リピート客にも投稿してもらいなど、町とのかかわりを密にする。また新たな移住希望者を呼び込む目的もあると思います。

③町民との茶話会を企画し、地域住民との交流を図ってはどうか。

④移住に向けた次の段階として、冬の暮らしも体験できるような住宅を確保しなければならないと考えます。空き家をお試しハウスに提供してくれる人を、空き家バンクで募集してはどうでしょうか。

2点目の質問であります。総合戦略に掲げた産業観光推進ブランドデザインのその後は。

本年度は、この事業が具体的に展開していくものと期待をしています。鶴沼地区の活性化事業について、現在の進捗状況と、今後どのように勧めていくのか伺います。

また、本事業の中に位置づけられている道の駅再整備の動きが見えてきませんが、今後どのように進めていくのか伺います。

3点目の質問であります。浦臼町の子育て支援施策に期待すること。

本定例会で提案される子育て世代包括支援センターは、管内で初めて設置されるものであり、内容については既に実施しているものも多く、これらが体制化されれば、子育て支援対策として先駆的な取り組みとして評価されるものと期待をするものであります。

先ごろ、子育て支援対策として、また近年では、他市町への人口流出を防ぐために、子供医療費の独自助成が道内の市町村間で競争過熱になっているという報道がありました。北海道新聞によると、4月現在で小学生以上に対する独自助成制度を導入している自治体の割合が、道内全市町村の75%を超えたそうです。助成拡大はまだ続いております。これからは、高校生までの医療費助成は、人口減に悩む小規模自治体では当たり前の話になってくるのではないのでしょうか。

これからは、子育て支援に幾らお金をかけるかではなく、子育て世帯の心のケアであったり、安心して子育てできる環境づくり地域づくりが、大切になってくると考えます。その点を先進的に取り組み、子育て世帯の移住定住促進を目指すべきです。

そのためには、以下の施策が必要と思われませんが、町長の考えはいかがでしょうか。

①子育て世代包括支援センターで、妊産婦から子育て期の一人一人に対するきめ細かなケアと子供の成長の一体的な見守り。

②認定こども園での質の高い保育と幼稚園教育の実施。

③こども園併設の子育て支援センターでの子育てサロンや一時預かり保育の実施。

④病後児保育の実施。

⑤子供の居場所づくり。これは学童保育の充実ということになると思いますが。

⑥親の働く場の提供。

⑦安価な住宅の提供。

以上が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

お試しハウスにつきましては、平成25年度に開設し、ことしで5年目を迎え、これまで10組19名の方に体験いただいております。

相談窓口も、企画統計係に一本化しており、利用者のアンケート結果も参考にしながら、また地域おこし協力隊と連携しながら、今以上に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議員ご指摘のリピーター客につきましては、すべてが神内ファームを利用されている方でありますので、今後神内ファームとも協議をしていきたいと思っております。

茶話会につきましては、利用者の意向を確認した上で、また冬の体験につきましては、雪道の運転など課題もあることから、今後慎重に検討していきたいというふうに思います。

次に、2点目のご質問であります。

町の基幹産業である農業と観光を結びつけ、農業活性化と観光振興を進めるため、公募により集まった18名の委員で検討委員会を設置し、ワークショップ形式を中心に、現在まで2回の委員会を開催しております。

これまで委員会では、本町の農業と観光の魅力や課題、将来イメージや方向性についてグループ討議を行っており、今後は出された意見やアイデアを参考に、生産者や事業者などのヒアリングを行い、実現に向けて課題を洗い出し、再検討していく予定であります。

道の駅の再整備などの周辺施設の整備計画につきましては、策定されたランドデザインに基づき、年次計画を立て検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の子育て支援施策についてであります。議員ご指摘のとおり、近隣市町村では、子育て支援として各種の事業を積極的に進めていることは承知しており、当町においても、それぞれの所管において事業展開しているところであります。

今回の質問において、議員が提案されております7点の施策についても、重要かつ必要な施策と認識しており、今後当町の各事業の推進に当たって考慮していくべきものと思っております。

ただし、病後児保育の実施につきましては、今回新設される認定こども園での実施は、ハード的体制等も含め対応は難しく、現在のところ考えてはおりません。まず、新設に当たり園のスムーズな開始を図ることが重要であり、今のところ町としても、運営する法人の運営状況を確認していくことを優先にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

## ○議長

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開を午後1時30分からといたします。

休憩 午前 1 時 4 0 分

再開 午後 1 時 3 0 分

## ○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

一般質問、折坂議員、1 件目について再質問。

折坂議員。

## ○5 番（折坂美鈴君）

私の今回の質問に関しては、人口減少対策、町の活性化策としての質問ということで理解していただきたく、その観点から再質問をさせていただきたいと思います。

お試しハウスの件なんですけれども、町長の答弁にもありましたように、私が指摘しているリピート客というのは、神内ファームを利用されている方ではないかということだったんですが、それはそのとおりでありますけれども、この方たちも、最初は市町村がやっているお試しハウスを全部調べたと思います。うちの町の場合、1 軒しかないということで、そこが埋まっていたから、ほかを探して神内さんに来たという方もいらっしゃると思います。

それで、私が知りたいのは、まず、お試しハウスを利用する人というのは、どのような人であるかということを知りたいんですけれども、5 年目を迎えているということですが、アンケートなどを行っているというふうにお答えいただきましたので、そのアンケートの中で、どういう人がここを利用しているかということ、どのように分析されていますかということ、をまずお聞きしたいと思います。

もしかしたら、移住を希望されている方で、その候補地探しに各町のお試しハウスに生活していて、将来自分たちの思い描く生活が送れるところかどうか確かめていらっしゃる人もいらっしゃるのかもしれないと考えるわけでありませぬ。いわゆる二地域居住志向のリピーターさんもおられますけれども、半年もの長い間を我が町で暮らしていただき、地域の住民とも交流を重ねている人たちがいるわけで、このような人たちに移住を勧める働きかけをしなくては、お試しハウスをつくった意味がないと私は考えております。

来年、神内さんの別荘を1年間閉鎖するというので、困っているご夫婦が3組あるというふう聞いております。この方たちの受け皿づくりをするべきではないかなというふう考えるんですけれども。

いろんな自治体ありますが、人口減少対策として、積極的に移住者受け入れ勧める自治体はあります。そういうところでは、ワンストップの相談窓口を設け、移住希望者に分譲地を無償で提供したり、あるいは格安で提供するなど、積極的に進めているところもあります。地域おこし協力隊を、移住定住対策部門で専門的に募集しているところもあります。近隣では、砂川市でもお試しハウスをふやすということもやっていたし、芦別市では、病院の職員の宿舎を一部開放して、職員さんが入ったらそっちが優先だけれども、

そういうところもお試しハウスとして使っていいよというようなこともやっていると聞いております。

先ほど柴田議員の指摘にもありましたけれども、人口減少率が管内一高いと言われている本町で、なぜこの移住者の受け入れ、これを真剣に取り組まないのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

**○議 長**

答弁願います。

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

アンケートの結果というか、それについては、担当の方からさせていただきたいと思います。

当然このお試しハウスをやったきっかけというのは、行く行く本町に住んでいただける人を多くという意味で始めた事業でありまして、5年を経過した中で、まだ一人もそういう方があらわれてこないという状況は認識をしておりますけれども、どのような形でよりこの事業を町として展開をしていくかというのは、ほかの町に比べると少し足りない部分があるのかなという気はしますけれども、うちの今の現状の中では、やっている方かなというふうに思っております。

神内ファームさんに来ている方すべてが移住を求めている人かという点、それは調べたわけではありませんけれども、やはり別荘的、避暑的なことで利用されている方が多いのかなという思いもしておりますので、私たちは、今、その人たちにアプローチをしているということは現状ありませんけれども、今、議員ご質問のように、いろんな方策を立てながら、いろんなアプローチをしていくということも必要なのかなというふうに思っておりますので、今後そういった面については積極的にやっていきたいなど、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議 長**

アンケートは。

河本課長。

**○総務課長（河本浩昭君）**

アンケートの件につきまして、お答えをさせていただきます。

一つ一つのアンケートを特に今覚えておりませんので、とりあえず最初のお試しハウスへの申し込みについては、一応お試しハウスの目的だとか、そういうものが決まっておりますので、申請される方は、将来の移住先の候補地を探すためというような目的で申請される方が大部分かなと。

私どもも、複数の方から申し込みがあった場合には、その移住定住に結びつくのかなという部分を優先して選定しますので、申請の段階ではそのような状況です。

ただ、実際に浦臼町におこしくださった後というのは、どちらかという点、

実際は避暑的な部分があるんだと思われます。ですから、折坂議員おっしゃるように、二地域居住化というところについては、可能性がないわけじゃないのかなというふうに思います。

実際に生活していただいた後のアンケート等を見ますと、やっぱり買い物が不便だ等々の意見が多くあるようでございます。

ただ、来ていただいた方のアンケートの中で、町内でどれぐらい買い物をしましたかというような項目もありまして、自分の出身地へ送る農産物等々ですね、10万から数十万のお金は浦臼町に落としていただいているように見受けられます。そういう意味では、若干の経済効果というのはあるのかなというふうに考えております。

ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、そのような意味で、本当に定住に結びつけるというのは、今まで本当に浦臼町に定住したいと相談した方は1組でした。ただ、希望の職種が林業ということで、実現はしませんでしたけれども、それ以外の方は、おおむね70歳以上の方が来ているというのが現状でございます。

以上でございます。

#### ○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

浦臼町に来られているたくさんの方々すべてが、この地に住んでくださるということにはならないんですけれども、その中でも1組いたということを知りただけでも、ああ、私はやっぱりいたんだという思いもありますし、ぜひそういう方に住んでいただくための努力というのを惜しまずやっていただきたいですし、この地区だけに限ってじゃなく、働く場所はほかの町にもあるかと思ったり、なかなか、企画統計係でやっているんですかね、この事業は。そこだけで片手間にやる仕事でもないのかなというふうに思います。人数も職員数も限られている中でやることで、大変かとは思いますが、もう少し真剣に取り組んでいくべき事業だなというふうに私は思っております。

再々質問では、空き家対策、空き家バンクの活用ということで質問させていただいたんですが、そのことについてのお答えがなかったので、そこをちょっと質問してみたいと思うんですけれども。

現在、浦臼町にも空き家バンクがありますけれども、登録されているのは現在ゼロということで、空き家対策に空き家バンクをつくっている自治体は幾つかありますけれども、小さい自治体で宅建協会会員がいないというようなところでは、この空き家バンクをつくっても機能していないのではないかなという分析があります。これはどのように考えるか。空き家バンクをどのように考えるかというところのお考えをいただきたいと思っております。

そして、平成25年には空き家の管理は所有者の義務とするという、浦臼

町にも空き家等の適正管理に関する条例ができました。けれども、これが本  
当に徹底されているのかなというふうに疑問に思うところもあります。

砂川市では、空き家の管理をシルバー人材センターに、所有者に相談を受  
けたらそちらを紹介するというような、そういう協定を結んだりしておりま  
して、所有者が町外にいらっしゃる場合には、シルバーさんを使って管理を  
するというのも、ああ、役立つことだなというふうに思うわけです。

私は前々から、空き家の活用方法というのを考えていただきたいと、活性  
化策に結びつくのではないかなというふうに意見をしているんですけども、  
ここで空き家を一定期間居住する人に貸すというやり方もあるのかなとい  
うふうに考えたわけですけども、このことで管理する手間を省くことに所有  
者はなりますし、その所有者がこの期間からこの期間までは貸せるよとか、  
優先的にそういう人に開放してもいいよという人がいるのであれば、それは  
空き家バンクを通して仲介するという方法もあるのかなというふうに考えた  
わけですけども、いかがでしょうか。

**○議 長**

答弁願います。

河本課長。

**○総務課長（河本浩昭君）**

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問にありました空き家バンクをお試しハウス等に提供という部  
分で、明確にこの部分について回答はしていなかったんですけども、ただ、  
これにつきましては、空き家バンクに登録された家をお試しハウスに活用で  
きると思えば、町がその所有者に対して借りたいんだよということを申し出  
ればいいということかなというふうに思っておりました。

それで、空き家の所有者の管理を砂川市ではシルバー人材にということ  
がありましたけれども、私どもも空き家の適正管理に関する条例、これは法令  
でもありますけれども、危険家屋、危険空き家であれば、所有者の方に適正  
に管理してくださいというような通知はさせてもらっております。特に近所  
に住まわれている方が、気になる建物だとかがある場合、私どもの方に連絡  
をいただいたりもしてくれますので、そういった対応はしているつもりであ  
ります。

以上でございます。

**○議 長**

続いて、2件目についての再質問ありますか。

折坂議員。

**○5番（折坂美鈴君）**

先日、回覧で産業観光推進グランドデザイン検討委員会ニュースというの  
を見させていただきました。それで今回の質問なんですけれども、検討委員  
会では、第5回目を1月の中旬に行い、ここでグランドデザインについてと  
いう議題になっているんですよ。ここでグランドデザインというのを策定



することになるのか。具体的にどのようなことを決めていくのかなというところがわからないのでお聞きしたいと思います。

計画では、今年度中、この第5回までの中で検討委員会はどこまでのことをやるのかとか、検討委員会は1年限りで終わりなのかとかいう、その辺の位置づけをお聞きしたいんですね。

道の駅に関しても、全体的な構想として、それからいろんな方のご意見をまた聞きながら、年次計画を立てて進めていくという答弁だったんですけども、じゃ、31年から何年計画でどのような形にやっていくのか。そういうところが全然見えてこない。最終的にどのような町づくりを目指すのかというところまで、お聞かせ願えればと思います。

**○議 長**

答弁願います。

石原課長。

**○産業振興課長（石原正伸君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

今のところ全5回の委員会を開催しまして、議員おっしゃるとおり第5回目にランドデザインの全体概要といいますか、皆様方からいただいた意見、内部で検討したものをまとめまして、その中から現実的に達成できるような部分等も5回までの間に粗々、事業者さんですとか農業者さん等のヒアリングを受けながら、検討委員会の中でどういったところを目指していこうかというところまで、形をつくっていこうかなというところで考えてございます。

実際、次年度以降につきましては、その検討委員会の中で粗々検討した内容について、もう少し一歩踏み込んで、具体的な形に置きかえていくための組織づくりということも含めて考えてございます。

当然、ランドデザインの検討委員会の中から数名出ていただくような形で、もう少し有識者も含めて構成するような会議体を設けて、検討していきたいと思っています。

以上です。

**○議 長**

再々質問ありますか。

折坂議員。

**○5番（折坂美鈴君）**

まだ全体像がつかめないのであります。今年度中に全体構想をまとめるという話でありました。その中で、現実的に達成できそうなものを今年度中に幾つか決めて、それから、また来年は新しい組織をつくるということになりますね。何年かけてこの構想を実現して、実際にその構想が形になるのに何年をかけるおつもりでいらっしゃいますか。

できたら町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議 長**

齊藤町長。

### ○町長（斉藤純雄君）

この事業をやるときにも、多分詳しく説明をしたと思いますけれども、まずランドデザイン、これをつくるんだというのが第一でありますので、そのところで練られたものを、より現実に実現できるやつをこれから次の年を目がけてやるという、今、担当のお話がありましたけれども、そういったことを踏まえながらやっていくということで、今、4年後、5年後にこれを実現するという段階ではないのかなというふうに思います。

以上です。

### ○議 長

それでは、3件目についての再質問ありますか。

折坂議員。

### ○5番（折坂美鈴君）

目標とか目的があって、それに向かって突き進むという形が望むものであって、何かいまいち、今後どうなっていくんだろうというワクワク感が私には、今の話を聞いていてちょっとわかかなかったのが残念です。

それでは、次に子育て支援に関しての再質問をさせていただきたいんですが、私が望みますのは、この子育て支援も、どこの町でも今やっているところで、我が町ならではの特色を出してほしいということを訴えているんですけども。

先日、総務常任委員会の視察で当麻町に伺ったんですけども、これは委員長報告を見ていただくとおわかりかと思えますけれども、子育て支援というふうに言って構わないと思うんですが、地方創生の理念の中に、この子育て支援があふれているわけです。食育と木育と花育というのを合わせて命をはぐくむ農業の大切さを教えたり、心を育てるという「心育」というのを、しっかりとしたコンセプトを持ってやっていらっしゃるところに大変感銘を受けたんですけども。

まず食育の場面では、一自治体が、これ日本で初とおっしゃっていましたが、田んぼを、農地を取得して、そこでみんなが幼稚園、小学校、中学校の皆さんの給食の分、100俵分のお米をつくるわけなんです。これを田植え、稲刈りなどを体験するんです。その場には、子供が320人、ボランティアの方は180人と、総勢500名の方が一斉に田んぼに入って、そういう活動をされるんですよ。まさしく命をはぐくむ、食の教育をやっていらっしゃるなというふうにちょっと感銘を受けたんですけども。このように、子育て支援が産業と一体化しているというところで、おもしろい取り組みだなというふうに思ったんですが。その中で、次の木育というところは、当麻町は森林もありますので、地場産材を活用するという、これもまた産業と一体化させた子育て支援というのをやっているんですけども、障がい者の施設なんですけれども、木遊館という障がい者の就労施設となっていて、木製の遊具コーナーは無料開放をしております、町外の利用者の方が返って多いそうです。交流人口の拡大にもつなげている

という、こういうことをやっております。

花育というところでは、くるみなの庭といって、29年の8月にオープンしたそうですが、子供たちの心を身体をはぐくむファミリーガーデンというのをつくってあって、ここにも、もちろん無料で開放しておりますので、子育て世帯の町外の方がいろいろ来てくださっているところをこの目で見てまいりました。

それから、別の機会には、秩父別町ですね。ここは町長から子育て支援をしっかりと前々からやっていたらというふう聞いておりましたけれども、29年には子育てにやさしい町のシンボルとして、子供の屋内遊技場をつくりましたね。これも無料ですから、町外からの利用者がすごくたくさん来てくださるというふうに、こういうことを聞いております。

私が言いたいのは、子育て支援というのは、やはりこれからは心のケアだというふうに思っております。どれだけ安心して、子育て世帯の方が豊かな環境で子育てができるかということが、重要視されてくると考えますので、浦臼町も約4億というお金をかけてこども園をつくるわけでございます。このこども園を最大限活用した施策というのを、私は望むわけです。人口減少対策として、ここをしっかりと、30年オープンですから、そこで何か子育て世帯に訴えかけるような、そういう施策を打って出ていただきたいなというふうに考えるんですが、この考え方についてどう思われますか。

#### ○議 長

齊藤町長。

#### ○町長（齊藤純雄君）

議員のおっしゃっていることもわかる部分もあるんですけども、とりあえず本町ではようやく子育て支援の中核となる施設が、今年度中に完成をするということでもあります。

当然施設をつくって終わりということではありませぬので、いろいろな部分と子育てを結びつける、そして、いろんな事業を広げていくという、そういう考えも当然これから出てこなくてはいけないというふうに思っております。

議員の意見なども参考にしながら、よりいい方向に行くように検討したいと、このように思います。

以上です。

#### ○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

これもまた柴田議員の質問にあったかと思っておりますけれども、子育て支援をいろいろ、定住対策、うちの町はやっているのに、なぜ若年世帯が定着しないのだろうという質問もあったと思っております。いろんなこういうことが必要じゃないかということで、7点のこういうものが必要ではないかという意見も

させてもらったんですけれども。

その中で、病後児保育の実施は当面は見送るということだったんですけれども、検討していただけるという観点からお話しさせていただきたいんですが、やはり豊かな環境が整っているということをしてPRしていかなければいけないので、この病後児保育があると、実家が近くになくても安心して仕事ができると思います。そういうところでは、必要なものじゃないかなと。ぜひ先駆的に行ってほしいなということを希望するものです。

それから、包括支援センターがあるというところで、人数が少ないからこそできる、一人一人に個別の見守りができるんだよというところをアピールしたり、働く場所も私はあると思っています。農家は慢性的な人手不足でありますし、介護施設もあります。障がい者の施設もあります。ワークセンターでは、世話人の方が足りないというところで、旧横田商店のところも場所を買ったのに、そこを展開できていないという事情もあるので、仕事をする場所も決まっていな思っていないんですね。まだまだ足りないところはありますけれども、いろいろな部分を総合的に見て、やっぱり子育て支援で産業の活性化とか、いろんなことの活性化につなげていくべきだと、これからはそこを目指してほしいというふうに考えるわけです。いかがですか。

**○議 長**

齊藤町長。

**○町長（齊藤純雄君）**

病後児保育については、近隣を調べましたら、砂川市立病院が働く看護婦さんのお子さんのためにやっているということでもあります。やはり簡単に預かるということだけでは済まないのが、病後児の子供だというふうに思いますので、やはり看護婦さんがいたり、すぐお医者さんが来てくれる環境、それから、またそういうお部屋がちゃんと、ほかの保育園児と違うそういうお部屋も必要だというようないろんな意味がありますので、今回の浦臼町の認定こども園の中では、そういったハード的なものも、それから人的な部分についても非常に足りないわけですから、スタートしてすぐというのは難しいのかなというふうに思う次第であります。

今、障がい者と農業を結びつけるような部分もたくさん出てきているというのは、ニュースで聞いておりますので、いろんなものに対して、町としても勉強しながら、そして、町の活性化につなげるようにはしていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議 長**

それでは、一般質問発言順位6番、静川広巳議員。

静川議員。

**○6番（静川広巳君）**

それでは、議長のお許しをいただきましたので、第3回の定例会におきまして質問をさせていただきたいと思います。

町長に1点。グリーンプラザくるくるのリサイクル即売品の現状からということでご質問をさせていただきます。

2市3町で行っております、砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理施設クリーンプラザくるくるは、平成15年4月1日から供用開始してから14年が経過をしようとしています、大きな問題もなく経過をしていると考えております。

くるくるでは、毎年6月と11月にリサイクル品抽選即売会を開催していますが、これはボランティア活動者などの協力のもと、粗大ごみのうち再利用が可能と判断されたものを補修、清掃の上、資源有効活用を図る目的で実施しているものでございます。

しかしながら、即売会は盛況のようですが、小物、要は乗用車で運べる程度のものが多く販売され、食器棚、和洋ダンス、机、テーブルなど大きいサイズが残ることが非常に多く、これは求めても運ぶことができないために、運搬会社を頼むと費用がかかるということで、欲しい物があっても求められないことが現実には起きているということもあると思います。

以上のことから、町としてリサイクル品即売会の2期の時期だけ、町車である軽トラックなどを活用し、町が無料運搬配達をすることにより資源の再利用の促進を進めてはどうかと思います。

また、事業としては、社会福祉協議会への業務委託をすることも可能ではないかと考えおりますので、町長の考えをお伺いしたいと思っております。

以上です。

**○議 長**

答弁願います。

大平課長。

**○くらし応援課長（大平雅仁君）**

静川議員のクリーンプラザくるくるのリサイクル即売会の現状からというご質問にお答えをいたします。

毎年開催されているこの即売会には、浦臼町からもたくさんの方が参加されていることは承知しておりますが、ほとんどの方は、事前に応募する際に希望の物について確認しており、搬送方法も考慮していることと思います。

また、即売会当日、当選しその品物を求めることとなった際には、くるくるの方で1週間の猶予、もしくは安価な運搬業者の紹介等を行っていることから、現在のところこれらの事業を実施する考えはありません。

また、社会福祉協議会への委託についても同様でございます。

以上です。

**○議 長**

再質問ありますか。

静川議員。

**○6番（静川広巳君）**

あっさり断られましたけれども、実はこれ、私、実際に見てまいりました。

それで、すごいなと思うのが、ボランティアの方がすごい丁寧に直しております。直すところは、多分別に部屋があるんですけども、そのボランティアの方が自分の自前をはたいていろいろな部品を買ったり、そういったことによって、その人の時間の間を見て丁寧に直していただいて出店していただいているもので、とてもすばらしいなというふうに思っているのと。

それから、今言われた大きいものは、特に普通の家具屋さんで買うと7万から10万ぐらいする家具が結構あります。そういうものが、やっぱりなかなか出ない。それが、実は3,000円とか4,000円ぐらいの範囲で出しています。でも、なかなか結局運搬というものを考えながら、事前に見ても、当たるか当たらないかわからないということもあります。だけれども、結局運べないということになると、なかなか最初からそこに手が出ないというのも現実です。だから、必ず、今もそうですけれども残っています、物が。

そのくるくるの人方とちょっとお話をしたら、やはり運搬というのが一番ネックにあるということです。そのくるくるの担当者が、相談を受けたら運搬会社は紹介もしてあげるそうですが、紹介しても、やはり結構高いそうです。結局例えば3,000円、4,000円の物を運搬するのに、やっぱり相当の金がかかるそうです。物によっては、ちょっと距離があるとウン万円もかかったり、近場でも最低でも5,000円とか6,000円とかって、そういうような部分で、なかなかやっぱり求めた人も、結局そこに負担がかかるので、まずなかなか求められないということがあって、今もほとんど皆さん見ていただいたらわかるんですけども、かなり大きいものが残っています。かなりいい物が残っています。

そういうものを考えていくと、やはりリサイクルで資源を活用する部分では、そういう回転をすることによって、販売をすることによって、2市3町で行っていますが、その販売の分は、我々にちゃんとはね返ってきます。そこで売れた分のものは、しっかりとね返ってきます。だから、そういった部分では、6月、11月なので、たった2回です。そのときに行ったからといって、絶対運搬がそこで発生するかどうかということもわかりません。なので、うちの町で例えばそれをやってあげますよと言ったときに、とんでもない金額が、私はかかるとは思っていません。その日一日か、このときに運べといっても、どれだけ数があるかわかりませんが、大して本当にへたすると町長のポケットマネーぐらいでできるぐらいの費用しか、私はかからないと思いますけれども、そういったものを私はこつこつとやっていくことによって、一つのうちの町の負担がかかってできない人方、欲しい人方のそういったものに対して手当ができるのかなというふうに思っていますので、そういったものを、町全体として考える中でどうするかって、やっぱり考えなくてはいけないと思うんです。それが町でなくても、さっき言ったように社会福祉協議会もそうなんです、福祉バスも委託していますので、そういった部分の中で活用しながら、そこでちょこっといろんな労働者を振り分けながら、年に2回ですから、まず初めにそういったものに取りかかると

ということが、私は大事だと思っています。

それと、今、私が今までずっと一つやってきたんですが、先ほど柴田議員も言いましたけれども、折坂議員も言いましたけれども、今まで私が言ってきた医療費の問題、学校給食費の問題もいろいろ質問しながらやっていただいたこともあるんですけども、一つ一つうちの町の人口が少ないからできること、小さいからできること、大きな町ではできないこと、人口が多かったらできないことってあると思うんです。でも、うちの町は人口が少ないからできることっていうのはいっぱいあると思いますので、こういうちょっとのことでも、ひとつ取り残さないで私はやっていく必要があると思いますから、こういったものを蹴らないで、まだまだしっかりと考えて、簡単なことだと私は思っていますので、その辺を今後いろんな部分で考えていただけるといいと思いますけれども。

私の今言ったことを含めて、もう一回ちょっと考え方をお聞きしたいと思っています。

**○議 長**

齊藤町長。

**○町長（齊藤純雄君）**

静川議員のご質問ですけれども、私の手元には、購入後の物を運ぶ業者の費用というか、1台につき何ぼというのがあります。これを見ると、すべて2,500円から3,000円以内で運んでくれる。また、もう一人、人が必要な場合は、もう一人の作業員もつけた値段になっております。この程度と言ったらおかしいんですけれども、購入するものも大体3,000円ぐらいでかなりいい物が購入できるというお話でありますので、同じような運搬の料金であれば、町がいろんな形で支援をする前にできるのではないかとこのように思っております。

また、いろんなボランティア組織もありますから、そういった中を活用することも不可能ではないというふうに思いますので、すぐに町で予算をつけてやるという考えは、現状持っていないところであります。

以上でございます。

**○議 長**

再々質問ありますか。

静川議員。

**○6番（静川広巳君）**

私一番言いたいのは、やっぱり町がやっていいことなんです。これはどこかがやるんじゃないかって、こういうことを、浦臼町の町がこういうことをやるということがPRなんです。うちの町がやる。やれる。やるからいいのであって、違うところにやらせればいいという問題じゃないと私は思っていますので、そのことを私は今後考えていただきたいというふうに思いますので。

改めては聞きませんが、今後いろんな方法は本当にあります。あるんですが、これが一番手っ取り早くて安くて済む経費だと思っていますので、改め

て考えたいいただいて進めていただきたいと思います。

以上で。答弁は要りません。終わります。

○議 長

それでは、発言順位 7 番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○1 番（野崎敬恭君）

きょうは、29 年第 3 回一般質問におきまして、海洋センターの健康器具について、教育委員会教育長にお尋ねしたいと思っております。

海洋センターは、平成 4 年オープン以来、町民の健康増進施設として利用されております。そこで、海洋センターに設置されております健康器具・機械について、教育長にお伺いします。

海洋センターの健康器具は、町民の健康増進を目的として、オープン時に設置されたものとなっておりますが、当初は利用がございましたが、現在の利用状況についてお伺いしたい。

また、近年健康志向の高まりもあり、健康器具の運用に対し今後どのように利用すべきか、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

1 番野崎議員の海洋センターの健康器具についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の機器につきましては、海洋センター第 2 体育館に、町民の体力向上を目的として、平成 4 年の施設建設にあわせて 5 台のトレーニング機器を整備したものであると認識しております。

機器設置から約 25 年が経過しており、設置後、機器のメンテナンスも実施していないことから、利用上の安全確保がなされていないことなどが主な要因で、現在は利用していないのが実態でございます。

財務省の定めによる減価償却資産の耐用年数については 3 年と定められており、現状をかんがみますと、性能を維持するために保守・点検等、必要に応じた措置を講じなければ、安全な利用の保証ができないものと考えており、教育委員会といたしましては、トレーニング機器の今後のあり方について検討を進めてきたところでございます。

議員のご質問にありますように、近年は健康志向がより高まっていることも十分認識しており、今後においては、メーカーによる点検を実施するなど、安全な利用の保証が得られた場合は、現存する機器の有効利用を考えるとともに、設置場所や利用する方々の環境づくりのすべを検討し、課題を解決した上で、町部局と連携を図り、町民の体力づくりや健康増進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。



○議 長

再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

町内の人口減少で、各種スポーツ団体が縮小している、そのように思っております。特に若い人たちや中高年の運動量は、減っているのではないのでしょうか。

今後どのように運動不足や足腰の衰えを感じている方や、もっと体力をつけたいという方などの体力増進、健康維持を考える上で、町民に対し機器等を管理している教育委員会はどのようにお考えなのか。再質問でお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

青年、中年層の体力増強に向けての活動は、それぞれ体育協会の傘下で活動していただいているんですけども、なかなか思うような活動は出ていない状況です。

したがいまして、個人的に体力、筋力アップの運動をする場としては、今ある施設を有効活用できればいいかなということで、今、教育委員会も方向転換してきたところでございます。

本音は、経過年数25年たっていますので、筋力アップ機器については廃棄の方向で本来はいたのですけれども、改めて業者に確認したところ、点検して、結果使えるのであればまだ使っていけるような回答を得ていますので、重なりますが、改めて点検をし、使えるならば今後維持していきたいと考えております。

場所についても、今の場所が今の段階では一番いいとは言えないのですが、昼夜利用できる場所としては、今の第2体育館が適切かと今の段階では考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

答え、ある程度点数の高い答弁をいただきましてありがとうございます。

我が町は、それでも産業が農業というということで、結構皆さん足腰を痛める仕事を主にやっていると。そういう人たちに対して、ケア、またはカルチャー等でふだんから健康に気をつけてもらわなきゃならない職種が多いのかなど、そのように思っております。

特にひざですとか腰ですとか、必要なリハビリも兼ねたような器具も、ち

よっとこれは教育委員会だけの問題ではないでしょうけれども、各課相談の上で、町民の健康増進、それこそ健康増進というか、産業、農業の重労働から来る足腰の痛みをちょっとでも緩和できるような器具をそろえていただければありがたいなど、そのように思っております。

あと、ひざだとか腰にいいようなものであれば、ある程度町民がふだん利用しやすいようなものを並べて、そして、ぜひせつかくあるところで、農村センターもしくはB&Gも利用率が減っているのじゃないかというように判断いたしておりますけれども、それを今度は、そういうリハビリですとかカルチャーですとか、健康増進のために生かすように活用していただきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議 長

答弁はよろしいですか。

○1番（野崎敬恭君）

答弁はいいです。

○議 長

発言順位8番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第3回定例会にあたり一般質問をいたします。

今回は町長に1点、平成21年度需要即応型水田農業確立推進事業についてとしております。この件については、平成21年度における農林水産省の支援事業に対する経過についての質問でございます。

今までも何回か質問をしているところでありますけれども、今回、最高裁判決が出まして、結果として、今までは係争中ということで時間経過もありましたけれども、結審を見た上での今時点での考え方、それから姿勢、それから今後への教訓といたしますか、そうしたところでの議論をしつつ、引き出せればなというふうに私自身考えております。

町の事業推進経過については、地方自治法に照らして町の責任を問うものであると私自身は考えております。それに基づきながら、以下3点についてお答えをいただきたいと思っております。

一つ目には、地方自治法第138条の3に執行機関の組織との条文があります。それぞれにどう対応されたのか。

二つ目に、本事業年度にあつては、計画書から報告書がありますが、申請のあった平成22年2月9日から請求のあった2月26日までの17日間での減額は、何が原因であったのか。

三つ目に、ピンネ農業協同組合は、営業部営農指導推進課発行の文書では、JAピンネに出荷していることが要件の二つ目としております。いつどのように決められたのか。

3点について質問をいたします。

なお、今回は言葉での表現や、それから数字、時間的系列、それから文書等について、大変ボリュームがあります。したがって、3枚にわたって、それぞれの要旨とする部分ですか、条例文、それからお金の流れ、それからピンネ農協が発行した文書を添えているところであります。私自身も、再度、再度と質問をしたいと思っていますけれども、なるべくわかりやすく私も努めたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

答弁を願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目につきましては、普通地方公共団体の組織を規定したものであり、町の事業推進経過とは直接かかわりがないものと思っておりますが、地方公共団体の組織及び長としての役割は果たしていると考えてございます。

2点目につきましては、第1審判決文の中では、「活動報告書の提出者ごとの助成金の交付額の算定をし、取りまとめた」とあり、また、第2審判決文では、「活動報告書によって確認された作付面積が、被控訴人農協に出荷されたもののみであったためである」としており、その結果であるというふうに認識をしております。

3点目につきましては、ピンネ農協が事業の趣旨及び助成金の交付要件を勘案し決めた旨が判決文に記載されておりますが、正確な時期については掌握しておりません。

また、議員ご指摘の文書につきましては、公判の中で「一次集荷業者としての被告ピンネ農協が、被告地水協の構成員としての立場ではなく、その組合員に対して交付した書面」とピンネ農協は陳述をしております。

裁判では、議員ご指摘の内容も含め争点でございましたが、違法ではないことが認められたものでございます。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、21年度の事業ですから、22年の9月、それから28年の6月、それから29年の3月と、それぞれに質問を起こしているわけです。

経過、22年当時は委員会も開かれて、それようの内容は報告をされていたところあります。

時間的系列から言いますと、この28年の6月の時点では、今回の需要即応対策について、公判の中で、浦臼町として農民に対してこの事業の説明をしたのかというふうにお尋ねをしておりますけれども、このときには、河本課長、事業についての農業者への周知は行っておりませんと、こう明確に答

えているわけです。ある意味おかしな自信ですけれども、自信を持ってそうお答えをいただいているところでもあります。

そもそもこの事業が、21年度にあって、町と協議会、それから協議会と農協とのいわゆる事務委託の関係がつくられています。それ以前には、町がその数値を、転作にかかわる数値を、町独自で数字を押さえて、その交付金申請も協議会として行っていたと、そういう経過にあった。しかし、度重なる間違いを越えて、これではいけないということで、より実数把握が強いとして農協に対してその事務委託をすべく、仕組みとして形づくられていったものだというふうに思っています。

たしか19年たったのか17年だったか、ちょっと私もそこまで調べ切れなかったのが、正確ではありませんけれども、いずれにしてもそういう経過、経緯。間違ったから、今度は農協さんも含めて主体的に事務委託を町がお願いをするという関係ができた。

それで、その関係は、少なくとも私が今、手元にはしているのは、町から発行された、あるいは町の文書として私どもが町から直接手に入れたもので今議論をしているところです。それで、町の地域水田農業推進協議会規約というもの、平成21年4月21日に改正し、4月1日から使われている、年度年度ですからね、4月1日から使われているものでは、協議会は主たる事務所を浦臼町役場産業課、建設課に置くと、こうなっているんですね。事務的仕事は町がやるということなんですよ。

その協議会の仕事として、会長は協議会を代表し、これは町長ですね、今のうちの仕組みで言うと。会長は協議会を代表し、その業務を総理すると。そして、総会等の招集にあっては、会議の開催にあっては、公平透明性の確保のため、事前の告知や会議の公開及び議事録の公表に努めるもの。19条では、議事録を作成しなければならないと、こう書いているわけです。

そして、浦臼町は水田農業推進協議会なる規約をつくって、そこに仕事をまず、町をトップとして仕事をするよと。そして、その後、協議会は今の前段の経過を踏まえて、委託料400万円をもって浦臼町地水協とピンネ農協の事務委託契約書なるものをつくって、その事務をやってもらったということなんですよ。

だから、町の側からすれば、一つ、二つ、そして、三つ目とは言わないけれども、なかなか事務的な押さえが正確にならないところに私はあったのではないかなど、私はそう思っているの。

いずれにしても、そういう契約をもって21年度の事業が進められていくわけです。

それで、5月に国がこの需要即応型対策なるものの骨子を札幌で説明会を開いて行っています。その札幌の説明会では、ピンネ農業協同組合から3人、それから、役場からお二人出席しています。そして、これは21年の5月の26日に、午後の時間、ロイトン札幌の3階で会議が開かれていると。一つ目には、いわゆる通常行われていた水田の転作問題にかかわる説明。それか

ら、その後第2弾として21年度需要即応対策の説明が行われた。ここには農協の職員の人も町の職員の人も、そのお話を、説明の概要を聞いているわけですね。

そして、21年の7月14日に、今度はホテルニューオータニ札幌で午後の時間、この需要即応対策を含めた、より深い進め方についての説明が行われているわけです。

そして、そこでは、私、どなたが出たかわからないけれども、農協から出たことは間違いのないというふうにお聞きしていますけれども、町が出たかわからないかはちょっとわかりません。

そういう説明を、4月の初めにはないんだけれども、途中からできた事業だけに、途中からそれが入って行って説明も受けたと。それで、その説明を受けた段階から、皆さん方にお示ししている数字がたくさん書いたペーパーの2枚目なんですけれども、これで7月の時点で2回目の説明があって、そして、7月30日に8,300万円からなる町の計画書が提出されるわけですね。

そして、いわゆるマッチング対策と言われることをいろいろ思案し組み立てていくわけですねけれども、そういう中で、後からも問題にしますけれども、2月に入って数字が今度は動いていくという中にあります。

これは町からいただいた資料なので、そのまま切り張りでコピーしていますが、時間的にはそういう流れの中で、3月31日の報告書をもって4,800万円という数字で終わっていくわけです。

それで、今、21年度の一般会計の歳入決算並びに国民健康保険のいわゆる決算書です。この決算書の中では、どう21年度の事業について説明しているかということ、水田生産調整関係、ここでは長くなりますから前段2行省きますが、浦臼町地域水田農業推進協議会は、国の緊急対策事業として措置された需要即応型水田農業確立事業を実施した。本事業は、地域や農業者一体となって取り組む高品質化等実需者ニーズに即した生産流通の取り組みを支援し、水田農業を中心とした国産農産物の緊急的需要拡大を図ることが目的であり、かつ地域協議会のまとまりを基本に、作目ごとに四つの強化に取り組む計画を策定、その実績に取り組む場合に、計画に参加する農業者の当該作物の作付面積に対して交付金を交付するものであると、この報告書では載せられているわけですね。

それで、このとき、この21年度は、町長は岸町長であります。副町長は高田博氏であります。教育長は石僚二氏、総務課長は斉藤純雄さん、現町長であります。当時産業課長は川畑智昭、副町長であります。このもとの、21年度事業が行われたわけです。今それぞれに立場が変わって、その本町のかじ取り役として今お務めをいただいているわけです。

それで、私が今長々と言いましたけれども、結局、今、お答えいただいた1点目、町の事業推進経過とは直接かわりないものと思っております。「が」がついているけれども、おります。

それで、私が示した地方自治の、これは地方自治のイロハのイのイの一番の部分なんですね。第7章執行機関、第1節通則とこうなっています。それで、私が示した138条の3、執行機関の組織、お手元にも示しておりますけれども、「普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない」と。これは地方自治法の入り口の問題なんですね。

皆様方、管理職でいらっしゃるけれども、事業推進経過とは直接かわりがないと思っておりますなんて、本当に思っているの。姿勢や観点や、身分の問題ですよ、これ。自治体の職員として。私これ、ずっと問うてきているんですね。責任と自治体の職員としては何に照らして、仕事の一つ一つは何に照らして正確でなければならないか。地方自治法の1項目、1行1行に自分自身の仕事が照らして正確か正確でないかということが、常々、どんな仕事をしていても、どこにいても、問われるんじゃないですか。

これはね、ですからよくも書いたもんだと、答えたもんだと、私からすれば。町の事業推進経過とは直接関わりがない。だけれども、町が地域協議会をつくり、協議会が農協と契約行為をして、その事業の一つ一つに正確性を求めようとしてやっているわけでしょう。これ後から問題にしますけれども、そういう位置では、そこそこに、その一つ一つに町長をトップとした仕事の責任が出てくるんじゃないですか。これみんなが、職員の皆さんが、本当にこうみんながそうだよな、直接かわりがないものと思っておりますなんてね、この条文についてだよ、思っているんなら。

そして、私から言わせれば、それに反しながら、地方公共団体の組織の長として役割を果たしていると考えておりますと。もし、そうしたら、条文に関係がないけれども、一人一人の仕事は役割を果たしているといったら、何に照らして自分の仕事は正確だというふうに言うのでしょうかね。まずそのところを一つ、私が問いたい一つ目のお答えをいただきたいと思います。

それから、二つ目の問題ですけれども、この金額も、そうなんです。あくまでも町の仕事というのは、申請事業、それから私たちもそうです。町に対して、求められる文書を出して初めて書類化される。町も申請行為があって、初めて交付される。この流れがない限り、それは生きてこないし、実現されないんですね。

ですから、このとおりなんです。ピンネ農協は、そういうものを出したんだよと。だから、そのとおり数字を追って報告もされたし、許可というか交付税として交付もされたし、使ってもいいよというふうに言ったし、町は1、2、3、4、5でいう3の報告書で4,800万円受けましたとこうなるんです。申請したものしか受けないよというのは、これも議論として当たり前のことなんだね。だから、ピンネ農協がその助成金交付の要件に勘案し決めた旨が、判決文に記載されております。だから、決めたものをそのまま出しているから、それ以上のものは出てこないということだから、当たり前なんですね。

私が問題にするのは、ご覧になってわかるとおり、2枚目のペーパーで、2月の9日に地域協議会用ってわざわざ括弧が書いてあるんですよ。地域協議会用として出した文書を町からかついていただいたんですけども、この2月9日の計画書では、当初8,300万円をトータル数字で7,700万円としましたと。その後、わずか17日間の後に4,800万を減額されるわけですよ。ここでも、お答えいただいたように、申請した数字がそのとおりなんだから、それ以上のものは出てこないという答弁は当たり前の話なんです。私が聞いているのは、そこはなぜ、町として、町が当然知るべき立場にあった町長が、協議会に対して報告し申請した金額が、町長がやっているんでしょ、協議会のトップが。それが知りませんでしたでは困るんだわ。何でここがその数字になったんですかということを知っているんで、そのことについてお答えをいただきたい。

それから、三つ目は、ピンネ農業協同組合のいわゆる文書、最後につづいた文書であります。お答えいただいたように、これも公判中の中だと書いてありますけれども、結果として被告ピンネ農協が、地水協の構成員の立場ということではなくて、組合員に対して交付した書面だよとこう言っているわけです。そのとおりですよ。そのとおりなんだ。だけれども、問題は、12月の末日まで、それを範囲としてピンネ農協に出したもののしか対象にしませんというのは、その時点まで、もっと言えば、これは4月に入ってから農民に届いているから、年が明けてからこういうことでやりましたという結果で伝えられるということは、これはあってはならないことじゃないんですか。あってはならないことではないかということで質問します。

以上3点。

#### ○議長

答弁願います。

河本課長。

#### ○総務課長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目についてでございますけれども、牧島議員からのご質問を見たときに、この地方自治法138条の3の観点からどう考えるのかというご質問でしたので、これにつきましては、ここで規定されている、138条で規定されております地方公共団体の執行機関、多分牧島議員は、地域水田農業推進協議会、これが地方公共団体の執行機関の一つだと思って質問されたのだというふうにまず考えました。それで、地方公共団体の執行機関を区分しますと、執行機関、補助機関、内部機関、それから出先機関、附属機関というものがございます。ここの条文につきましては、それぞれのこれらの機関を首長が統括して、地方自治体の組織としてやりなさいよというのがまず第1項ですね。

第2項につきましては、例えばこの中でのこの執行機関の中に含まれる、例えば教育委員会でありますとか農業委員会、これらの委員会につきまして

は、例えば予算の調整や執行をする権限、あるいは議会議決を要する事件に関する議案の提出権、それから地方税の賦課徴収、分担金、加入金の徴収等々の決算を議会の認定に付するような権限は、それらの委員会には与えられていないわけですが、首長がトップとしてそれらを総括的に調整なささいという条文だというふうに理解しております。

第3項につきましては、それらについては、それぞれの行政執行機関で疑義があった場合には、調整してくださいというような条文の観点となっております。地水協は附属機関に属するののかということで、私も調べさせていただきました。

ただ、これにつきましては、法律上のこの附属機関には属さないというふうに考えてございます。第2審、控訴審の第2回目の口頭弁論で、控訴人の代理人が北大の行政法学者の先生の意見書を陳述されましたけれども、北大の山下先生とおっしゃる方ですが、その方の意見書についても、地水協につきましては、行政主体とは言えないけれども、公的性格の強い団体であるというような表現をされております。この地水協につきましては、行政の執行機関じゃないというふうに判断したものですから、このような答弁をさせていただいたところであります。

それから、2点目のご質問で、17日間の間が変わったという部分ですが、具体的には大豆と小麦のJAピンネに出荷していない分を除いた結果というふうに認識をしております。

すみません、3点目の質問は。

○議 長

3点目の質問は、金額変更の理由。

○7番（牧島良和君）

ピンネ農協と限定した文書の。

○総務課長（河本浩昭君）

これにつきましては、町では掌握をしてございません。

JAピンネの陳述によりますと、入金のお知らせに過ぎないというような内容であったかと記憶しております。

以上でございます。

○議 長

再々質問。

○7番（牧島良和君）

今ほどそういう、1点目の問題については、地方公共団体の条例に照らして云々というお話をされましたけれども、そうだとしたら、私が今2回目に聞いた部分で、町がなすべき視点としては、町条例に照らしてどうだったのかということ、地方公共団体の組織及び長としての役割を果たしていると考え、こうなるわけですね。大分拡大、容赦解釈してね。

だけれども、町は地水協なるものをつくって、町長が申請行為をして初めて8,000万円、結果的には4,800万円という数字のお金が出てくる



わけです。町長がその一切の責任を持って、判子を押して、その経過の中にあるわけですよ。その仕事を地水協全体に託し、地水協はピンネ農協に事業としてやった。そもそも一番初めに、JAも呼び、町の担当者も呼んで説明をした限りには、農協さんも実需団体としてその内容を知っておく必要があるでしょうと。平たく言ってね。

もちろん国の交付金事業だから、地方の自治体としてもその責任はあるから、話を聞いておく必要があるでしょうと。だから僕は呼んだのだと思うし、そこに職員として出て行って聞いてきているわけですよ、その内容をね。そして、それをその後町長名でもって一つ一つの文書が、いわゆる道の協議会との間で公印が押されて、そして、やりとりをしていくわけですよ。

ですから、そういうところの統括的な流れとしての責任はあるでしょうと私は言ったし、そういう仕事を常々しているのが、皆さん方お一人お一人なんですよと。条文に対して、その仕事を間違いなくやっているんですよと。

だけれども、間違っただのは、この協議会が、町がつくった協議会。協議会がピンネ農協とまた事務委託をしていった経過の中で、その一つ一つの事務作業が、町としてつかんでいなかった結果、4月の下旬に農業者から訴えがあって、そして、町が、皆さん方、課長も含めてあたふたと道へ行ったり、振興局に行ったりしたわけですよ。結果はその時でも知らなかった。

それで、4月21日に役場で協議会を開いていますけれども、そこでは、協議会の中で需要即応対策は話になりません。国から出ていないから、まだ。それで、その後2回目の会議、これ年3回しかやっていないんですね、この21年度には。3回しか会議をやっていない。その2回目の会議は、私の知る資料では、12月の22日に協議会をやっている。だけれども、そこでもこの需要即応対策については協議されていない。ましてや、7月の14日時点で、ホテルニューオータニで説明があり、7月30日に8,300万円からなる計画書をつくって出すこと自体も協議していないし、それから、さっき翌年の2月9日から2月26日、わずか17日間の間で活動計画の変更があった。数字的に言えば7,700万円から4,800万円に請求額が変わっていった経緯の説明も、協議会ではやっていない。したがって、町長も、そのトップである町長も知るよしが無いと。

だから、僕は系統的にやった、やりましたと今言われたけれども、自治法に照らしてやったんだよと、そう理解しつつも、こういう流れを協議会自体が全然押さえていない結果が、時系列で並べていくとあるわけですよ。全くもうお任せの中に、事業が進んでいったと。

そして、言われるように、町がその事業の全体を、国から道から説明を受けているにも関わらず、農民に伝えたのかとお聞きした中身で、先般、今ほど言ったように、課長は全然お伝えしていませんと。町はトップに対して伝えられたものは、町民、農民、これは対象者に対しては、伝えなきゃならない責任があるんですね。この仕事の逸脱ですよ、これ、まずは。仕事していない。伝えていない。

そして、ピンネ農協がいわゆる一事業者として、集荷業者として農民に伝えたんだとしたって、従前から農協に出している方もいれば、そうでない方もいるというのは、これわかっている話でしょう。だけれども、2月9日から2月26日、わずか17日間の間で、協議会の知るよしもなく削られて申請されていった経過、経緯を、協議会は知らなかった。町の産業課も知らなかった。トップも知らなかった。これではね、何ぼ一番初めに私がお聞きした条文に照らしてどうなのと、かなり拡大解釈して、地方公共団体の組織及び長としての役割を果たしていると考えていますと言われても、結果そこに穴があいて、会議もやらないで400万からの執行が全体としてされていくこと自体、これおかしいと思いませんか。

裁判はね、事実経過で申請行為があったもの、あれこれいっばいやっても、こんなにたくさん書類が並んでも、重ねられても、そういう事実経過がどうだったかということでは見ていないから、結果こうやって原告敗訴と、こういうふうなことになる。行政の仕事として、法の条文に照らしてどうなんだということでは私は見ると、そうではないですよ。こんなところで仕事されたらたまらない。

これももう3回目だから、再度確認をしますけれども、とにかくにも、こういうことが、21年度事業の中で人が変わりました。年数も7年間がたちました。大変な教訓として、私は受けとめなきゃならないし、何よりもかによりも、前段ちょっと言ったように、以前に大きな数字の間違いや申請行為のでたらめさがあって、それを教訓にして、協議会が事務委託を、全体をピンネ農協の契約をしていった。400万かかって契約をしたという、こういう経過からすれば、そういう間違いがあっては困るんだわ。こっちでも間違った、あっちにもやってまた間違った。これは町民に対する信頼行為を裏切ることになっちゃうね。もっと言えば、私的に言えば、今言った地方自治法の条文に照らして、その仕事としてどうだったのかということが問われるわけですよ。

だから、今、二つ目はいわゆるよそに出したものに対してのその系統が、農協以外に出したものについての減額の数字ですよというふうにお答えをいただきました。

それから、これは農協だけで、3番目はJAピンネが農民に対して伝えた文書であれば、協議会は農協が集荷した分も、それから協議会はそうでない部分も、民間流通の部分も、これはどうでしたかと、当然適正な協議会の会議が開かれていれば、これは拾えた数字なんです。適正な会議もやらないで、ずっとのっばなしにして、それで結果数字を見てあたふたしたって、もう追いつかない話なんです。

だから、入り口の、やっぱり仕事の順序と段取り、それから事務の点検、さっき言った、協議会がやるべき仕事、産業建設課において、そこで全体をしっかりと総理していかなきゃならない。そういうことが当たり前なことに書いてあるんです。だから、3回ぐらいの会議で、それが需要の需も出てこ

ない、そういう会議では困るんです。

質問です。結果として、町はこの問題について、いわゆる条文に照らして、再度お聞きします。地方自治法の138条の3。1、2、3それぞれにあります。この条文に照らしてその仕事をするということでは、当たり前のこととして認めてもらえるでしょうねと。その上で、今回のこの間違いは、行政的な責任をどういう形でとりますか。

私は今まで何回となくこいういうことを。結局、個々の農民は不利益を受けている。行政のお仕事の中で、7年の時間が経過しようとも、それは執行者としての責任が問われる問題であると、私はそう思っています、結果として。裁判で勝った負けたの話以上に、行政の仕事としての責任の度合いはあります。

ちょっとつけ加えるならば、道の駅も併行していろんな協議がされました。僕は、総じて1回の裁判で、農協からも六、七人、役場からも五、六人、半日車で割いて行って、その時間があれば、道の駅構想については、もっと具体的な議論ができたであろう時間だと僕は思っているんですよ。であれば、もっともっと内容的には、そのエネルギーをほかの事業や道の駅、再開発に向けた事業等を円熟したものにできただろうと。それであれば、僕はああいいう結果にはならなかつただろうと、私は思っているんですよ。

機械的にはいけないけれども、でも考える余裕や時間としては、まだまだあつただろうと思っているんです。これはつけ加えた話だけれども、いずれにしても、こういうことを7年間の時間の中ずっと引きずりながら、皆さん方が仕事をしてきた。そして、結果として3,000万円、4,000万円の、ほかの町村では受けているんだからね、同じとこに出して。だから、そのところの責任は、全然ないんでしょうかね。行政的な責任は、何もないのでしょうかねと私は思います。

地方自治法に照らしてどうなのか。それから、行政的な責任はどう考えるのか、そこをお尋ねして終わりたいと思います。

#### ○議 長

町長。

#### ○町長（齊藤純雄君）

その法律上云々という部分については、当然私たちはそのものを理解しながら毎日の仕事をしておりますので、そこは間違つたことはしていないという判断はあります。

ただ、今、牧島議員のいろいろなご質問、ご意見を聞きながら、すべての事務が細かいところまで担当者も含めて理解をして、こういった結果が起こらないような事務の進め方ができたのかなという点については、たくさん反省をする部分は多いのかなというふうに思っております。

私はいろいろなところで言うておりますけれども、町民が町を訴えるなんという、本当にこんなことがあっていいのかということ、議員の前でも何回か言ったことがあると思います。本当に二度とこういうことが起きないよ

うに、今後は今回のことを教訓としながら、正しい公平な行政運営をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

これをもって、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

会議の再開を3時10分いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時08分

○議長

予定時刻前でありますけれども、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第25号

○議長

日程第6、議案第25号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第4号)を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹(明日見将幸君)

議案第25号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,884万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,577万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債の補正」による。

平成29年9月12日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正

1. 追加でございます。事項、総合行政システム運用事業、期間は平成29年度から平成35年度まででございます。限度額は9,000万円です。

2. 廃止でございます。事項、訴訟事務委託料、期間は平成28年度から訴訟委任契約終了年度まででございます。限度額は、訴訟委任契約により決定した額でございます。

続きまして、地方債の補正についてご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債の補正。

1. 追加でございます。起債の目的、最終処分場トラックスケール更新事業、限度額350万円。こちらは当初予算において計上されております。最終処分場トラックスケール更新事業に係る起債借入協議の結果、同意予定の通知を受けたことから限度額を設定するものでございます。

次に、同じく追加でございます。起債の目的、消防水利施設新設事業、限度額320万円、こちらも当初予算において計上されております。消防水利施設新設事業に係る起債借入の協議の結果、同意予定の通知を受けたことから限度額を設定するものでございます。

次に、2の変更でございます。起債の目的、認定こども園建設事業、起債借入協議の結果、厨房備品等の事業費も対象となったことから、限度額を3億5,350万円から3億6,600万円に変更するものでございます。

次に、同じく変更でございます。起債の目的、橋梁長寿命化事業、交付金の減額に伴い限度額を930万円から1,150万円に変更するものでございます。起債の方法につきましては証書借入で、利率につきましては6.5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明申し上げます。

13ページをお開きください。主なものを説明させていただきます。

2款総務費1項3目企画費、補正額356万4,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、情報セキュリティポリシーの策定業務でございます。情報システムやネット業務でセキュリティ対策を講じるものでございます。8目諸費、補正額230万円の追加でございます。12節役務費につきまして、口座振替手数料でございますが、ふるさと納税ポータルサイトのふるなびの利用者の増加によるものでございます。なお、9月11日現在、ふるさと納税の件数は5,226件、寄附の申込金額は7,020万円でございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額394万9,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、社会保障・税番号制度システム改修に

係るものでございます。

4款衛生費1項2目予防費、補正額258万7,000円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、子育て世代包括支援センター開設に伴う相談室改修工事でございます。18節備品購入費につきましては、同じく子育て世代包括支援センター開設に伴う、乳幼児が使用いたします備品の購入でございます。

3項1目診療所費、補正額226万8,000円の追加でございます。18節備品購入費につきまして、町立診療所にありますベッド型マッサージ機が老朽化により修理不可能なため購入するものでございます。

5款農林水産業費1項10目多面的機能支払交付金事業費、補正額202万5,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、追加配分によるものでございます。

歳出合計1,884万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

9款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1億8,600万9,000円の追加でございます。普通交付税の確定によるものでございます。

13款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金、補正額226万8,000円の追加でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。2目衛生費国庫補助金、補正額212万6,000円の追加でございます。妊娠・出産包括支援事業に係る補助金でございます。

14款道支出金、2項3目農林水産業費道補助金、補正額150万円の追加でございます。多面的機能支払交付金事業に係る補助金でございます。

17款繰越金1項1目繰越金、補正額6,832万1,000円の追加でございます。平成28年度の決算に伴うものでございます。

19款町債1項1目臨時財政対策債、補正額1,044万6,000円の減額でございます。普通交付税の確定に伴う減額となっております。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額2億3,202万3,000円の減額でございます。財源調整として、1節財政調整基金繰入金1億3,272万3,000円を減額してございます。同じく3節減債基金繰入金を9,930万円を減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1,884万3,000円の追加となっております。

以上、議案第25号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

## ○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）について採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第25号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第26号

○議 長

日程第7、議案第26号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第26号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ34万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,407万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月12日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費32万4,000円の増額でございます。国保標準システムに係る全国の町・字名のデータ使用料となって

おります。これは来年度からの都道府県単位の広域化に係るシステムで必要となっております。

2項徴税费1目賦課徴収費2万1,000円の増額でございます。国保税審議会委員報酬について、会議1回分の報酬をふやしております。

歳出合計34万5,000円の増額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

6ページをお開きください。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金34万5,000円の増額でございます。

歳入合計、歳出と同じ34万5,000円の増額となっております。

以上が、議案第26号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

**○議 長**

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、討論を終わります。

議案第26号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

**○議 長**

起立全員です。

したがって、議案第26号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第27号

**○議 長**

日程第8、議案第27号 浦臼町認定こども園設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第27号 浦臼町認定こども園設置条例の制定について。

浦臼町認定こども園設置条例を次のとおり制定する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由は、浦臼町立幼稚園を廃止し、平成30年4月から新たに幼保連携型認定こども園として浦臼町認定こども園を開設するに当たり、条例を制定するものであります。

次のページ、5ページをお開きください。

浦臼町認定こども園設置条例。

第1条では、設置の根拠を規定しております。

また、続いて第2条では、認定こども園の名称、位置及び定員について規定しているものでございます。

第3条は、公私連携法人による運営を規定しているものでございます。

第4条では、認定こども園が実施する事業について、ここで6項目規定しているところでございます。

第5条では、認定こども園に入園できる子供の資格について規定しているものでございます。

第6条は、保育料の納付でございます。1項では、通常保育について規定、また2項には、一時的保育事業等の特別保育について規定しているものでございます。

6ページをお開きください。

(1) 延長保育事業については別表1で定めております。また、一時的保育事業については別表2、預かり保育事業については、別表3にそれぞれ定めているところでございます。

3項では、一時的保育事業を利用できる子供の区分及び利用できる日を規定しております。

4項、5項につきましては、費用の徴収等についての特例について規定しているものでございます。

第7条は、委任について規定しております。

さらに、附則として、1項では施行期日、平成30年4月1日から施行することを規定しております。

2項では、準備行為として、認定こども園の入園のために必要な準備行為を、この条例の施行前においても行うことができる旨を規定しているものでございます。

3項では、浦臼町立幼稚園設置条例を廃止することを規定しているものでございます。

以下、別表1、2、3については、お目通しを願いたいと思います。

以上が、議案第27号 浦臼町認定こども園設置条例の制定についての内

容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第27号 浦臼町認定こども園設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第27号 浦臼町認定こども園設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第28号

○議 長

日程第9、議案第28号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第28号 財産の無償貸付について。

地方自治法第96条第1項第11号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

貸し付ける物件につきまして、1、土地建物の所在地、種別、数量について。樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の354の一部、355、356、171。土地3,981.3平米、建物、鉄骨造平屋建、延べ床面積736.38平米、付属、園庭遊具、車庫、物置。

2. 貸付の目的、公私連携幼保連携型認定こども園として使用。

3. 貸付の相手方、深川市納内町北3番地97号、社会福祉法人揺籃会理事長永倉隆太郎。

4. 貸付期間、町から公私連携法人に引き渡した日から、平成40年3月31日までとする。

以上が、議案第28号 財産の無償貸付についてであります。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号 財産の無償貸付についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第28号 財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第29号

○議長

日程第10、議案第29号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第29号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、平成29年6月1日付で西胆振消防組合が処理する事務の追加により組合の名称を変更したこと、また、平成29年8月1日付で江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町が脱退し、組合の名称を変更したことに伴い、規約別表第1及び別表第2表を改めること

について協議するため本案を提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明申し上げますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

別表第1の変更につきましては、檜山振興局(11)の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改めるものでございます。

別表第2の変更につきましては、1から7の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、旧の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

この規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議 長**

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

**○議 長**

起立全員です。

したがって、議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第30号

**○議 長**

日程第11、議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、議案第29号同様の理由により、規約別表の（2）一部事務組合及び広域連合の表を改めることについて協議するため本案を提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

別表（2）檜山管内の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改める。

胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

この規約につきましては、地方自治法286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第31号

○議長

日程第12、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、議案第29号並びに第30号同様の理由により、規約別表第1を改めることについて協議するため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

別表第1中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改めるものでございます。

この規約につきましては、地方自治法286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 同意第17号

○議 長

日程第13、同意第17号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第17号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の住所、樺戸郡浦臼町字ヲソキナイ1番地の4。氏名、平松浩美。生年月日、昭和39年12月4日。選任理由、任期満了によるものであります。

次のページの履歴については、お目通しをいただきたいというふうに思います。

以上が、同意第17号の内容であります。

十分ご審議いただき同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第17号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第17号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第14 同意第18号

○議 長

日程第14、同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長 (斉藤純雄君)

同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次のものを選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の住所、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の2。

氏名、大石陽進。生年月日、昭和48年11月22日。選任理由、任期満了によるためであります。

次ページの履歴については、それぞれお目通しをいただきたいと思っております。

以上が、同意第18号の内容であります。

十分ご審議いただき同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。



本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第15 報告第3号

○議 長

日程第15、報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹(明日見将幸君)

報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

監査委員の審査意見書につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次のページをお開きください。

平成28年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の項目についてご説明を申し上げます。

財政健全化法の四つの指標に基づき、財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様に赤字及び資金不足が生じてないことから、数値化されていないところでございます。

③実質公債比率につきましては、平成27年度11.1%、平成28年度6.5%で4.6ポイント改善されたところでございますが、国の財政状況が厳しい状況は変わらず、地方交付税の減額などが想定し、引き続き財政の健全化に向けて努力するものでございます。

④将来負担比率につきましては、地方債残高の減少や基金への積立金増加によりまして数値化されていないところでございます。

次のページをお開きください。

平成28年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の項目についてご説明を申し上げます。

①資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないことから、数値化をされていないところでございます。

以上、概要のご説明を申し上げます、平成28年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長**

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議長**

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第16 認定第1号～日程第19 認定第4号（一括提案）

**○議長**

日程第16、認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑副町長。

**○副町長（川畑智昭君）**

認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

続きまして、認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算の認定について。

平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成29年9月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

以上、認定4件一括して提案をさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました、平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件につきましては、総合的見地から慎重なる審議を要するものと考えますので、議長及び議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されるよう望みます。

以上、動議を提出いたします。

○議長

野崎議員。

○1番(野崎敬恭君)

ただいまの動議につきましては、賛成をいたします。

○議長

柴田典男議員の動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

柴田典男議員の動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮りします。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名

いたします。

これにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

### ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中にただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時53分

### ○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので周知いたします。

委員長に折坂美鈴議員、副委員長に中川清美議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第20 発議第1号

### ○議 長

日程第20、発議第1号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

### ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号 事務の検査についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 事務の検査については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見書案第1号

○議 長

日程第21、意見書案第1号 外国語指導助手（ALT）の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第1号 外国語指導助手（ALT）の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第1号 外国語指導助手（ALT）の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第22 意見書案第2号

○議 長

日程第22、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策

の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

◎日程第 2 3 所管事務調査について

○議 長

日程第 2 3、所管事務調査についてを議題とします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の合同政務調査について、会議規則第 7 3 条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第 2 4 所管事務調査について

○議 長

日程第 2 4、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第 7 3 条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成 2 9 年第 3 回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 0 0 分